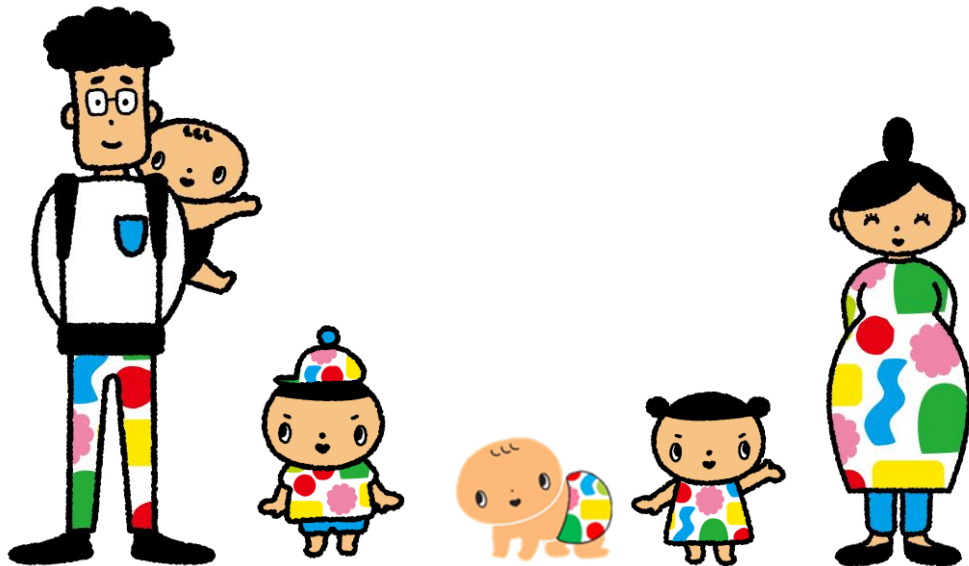


第3期
南部町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)



子育てにやさしい町南部町

令和7年3月
青森県南部町

「子育てにやさしいまちづくり」 に向けて



少子高齢化や核家族化、就労の多様化など、子育て世代の生きづらさや育て難さに加え、児童虐待や貧困、ヤングケアラーなど、こどもを取り巻く社会環境は、これまで以上に大きく変化しています。

このような状況の中で、本町においては平成 27 年度に「子ども・子育て支援事業計画」を、令和元年度には、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域で支えあう”環”づくり（ネットワークの形成）」を目指し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない子育て支援事業を包括的に実施してきました。

本町のこどもを取り巻く状況ですが、児童数及び出生数の推移をみると、児童数は平成 27 年の 2,601 人から令和 5 年には 1,859 人まで減少し、出生数についても、平成 27 年の 102 人から令和 5 年は 57 人にまで減少しています。

一方、児童虐待は全国的に増加傾向にありますが、南部町においても心理的虐待やネグレクトなどの対応案件が年々増加しており、こども自身の生きづらさが浮き彫りとなっています。

これらの背景を受け、令和 6 年 4 月に「こども家庭センター ぴよすく」を設置し、母子保健と児童福祉の両機能を一体的に運用することにより、両部門の連携・協業を深め、虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、相談支援体制の強化に取り組んできました。

今回、第 2 期の支援事業計画が終了するにあたり、未就学のお子さんと小学生の児童をお持ちの子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施し、子育て支援事業の評価を実施したほか、関係機関や南部町子ども・子育て会議の委員の方々からのご意見も頂戴しながら、令和 7 年度から 5 年間の計画期間とする「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後はこの計画の基本認識のもと、家庭、地域、関係機関・団体等と連携を図りながら計画を推進していくことが重要であることから、町民の皆様、関係機関・団体の皆様より、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして御尽力いただきました、「南部町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」に御協力くださいました保護者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

南部町長 工 藤 祐 直

- 目 次 -

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	4
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画期間（任意）	7
第4節 策定体制	8

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第1節 人口の推移	9
第2節 婚姻・出産の動向	11
第3節 世帯・就労の状況	12
第4節 児童人口の将来推移	18
第5節 教育・保育施設の状況	19
第6節 南部町の子ども・子育て支援の課題	20

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1節 基本理念（任意）	29
第2節 家庭・地域・関係機関・行政の役割	30
第3節 施策の体系	33

第4章 教育・保育提供区域の設定（必須）

第1節 教育・保育提供区域について	35
-------------------	----

第5章 量の見込みと確保の方策

第1節 教育・保育の二一ズ量の見込みの考え方	38
第2節 教育・保育の量の見込み（需要）及び確保方策（供給）（必須）	42
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）及び確保方策（供給）（必須）	45
第4節 教育・保育の一体的提供の推進（必須）	52
第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（必須）	53

第6章 その他関連施策の展開

基本目標1 特定教育・保育施設、学校等を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり	54
基本目標2 子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり	59
基本目標3 子育てしながらも多様な生活を選択できる環境づくり	71
基本目標4 地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進	72
基本目標5 安心・安全な子育て環境づくり	79

第7章 計画の推進体制

1 計画の点検・評価及び推進体制	82
2 関係機関・民間団体との連携体制	82

第8章 参考資料

1 南部町子ども・子育て会議条例	83
2 南部町子ども・子育て会議委員	85

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

少子化や人口減少が進み、あわせて保護者の子育て環境や就労環境の変化、児童虐待やこどもの貧困など、こどもを取り巻く環境は厳しい状況にあります。

本町ではこのような状況の中で、こどもを産み育てやすい環境づくりを地域社会全体で取り組み実現することを目的に、平成26年度までを計画期間とした「次世代育成支援地域行動計画」を策定し、様々な子育て支援施策を展開してきました。

子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協同し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、こどもを産み育てるという希望をかなえ、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現」を目的として策定します。

また、令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項の規定により、こどもの貧困対策を本計画と一体のものとして策定するものとします。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容および水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行わなければならない。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の基本理念】

- 1 こどもの貧困の解消に向けた対策は、社会のあらゆる分野において、こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、こどもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない。
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策は、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのない社会を実現することを旨として、こども及びその家族の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 4 こどもの貧困の解消に向けた対策は、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

-
-
- 5 こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない。
 - 6 こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

第2節 計画の位置づけ

- 1 本計画は、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。
- 2 南部町の計画である「南部町総合振興計画」をはじめ、国及び青森県の上位・関連計画と整合性のある計画です。
- 3 本計画は、「次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく計画」と一体のものとしします。

第3節 計画期間（任意）

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、国の制度改革や社会情勢の変化、地域動向を注視し、計画内容に不整合が生じるおそれのある場合は、計画期間中においても見直しを行うものとします。

なお、本計画と関連性のある各計画の期間は、以下のとおりです。

本計画と関係性のある各計画の時期

	担当課	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
子ども・子育て支援 事業計画	健康こども課	第2期					第3期					
町総合振興計画	企画財政課	第2期(前期)				第2期(後期)						
健康増進計画 (すこやか南部21)	健康こども課	第3次					第4次					
食育推進計画	健康こども課	第3次					第4次					
自殺対策計画	健康こども課	第1次					第2次					
地域福祉計画	福祉介護課	第3期					第4期					
障がい者計画	福祉介護課	第3期					第4期					
障がい者福祉計画	福祉介護課	第5期	第6期				第7期		第8期			
障がい児福祉計画	福祉介護課	第1期	第2期				第3期		第4期			
男女共同参画基本計画 (DV防止基本計画)	住民生活課 (福祉介護課)	第2期										

第4節 策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」（令和5年12月実施）の結果や、「南部町子ども・子育て会議」（平成25年10月設置）の意見を反映して策定したものです。

子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査概要

- 調査対象：就学前児童のいる世帯 491 世帯
小学生児童のいる世帯 631 世帯
- 調査期間：令和5年12月6日～12月22日
- 調査方法：認定こども園を通じて配布配付・回収
(未就園児の保護者の方へは郵送方式で配布・回収)
小学生は小学校を通じて配布・回収
- 配布・回収状況：

調査対象者	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
就学前児童の保護者	491	354	72.1
小学生の保護者	631	534	84.6

※以降、回収数は「n」と表記します。

なお、調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

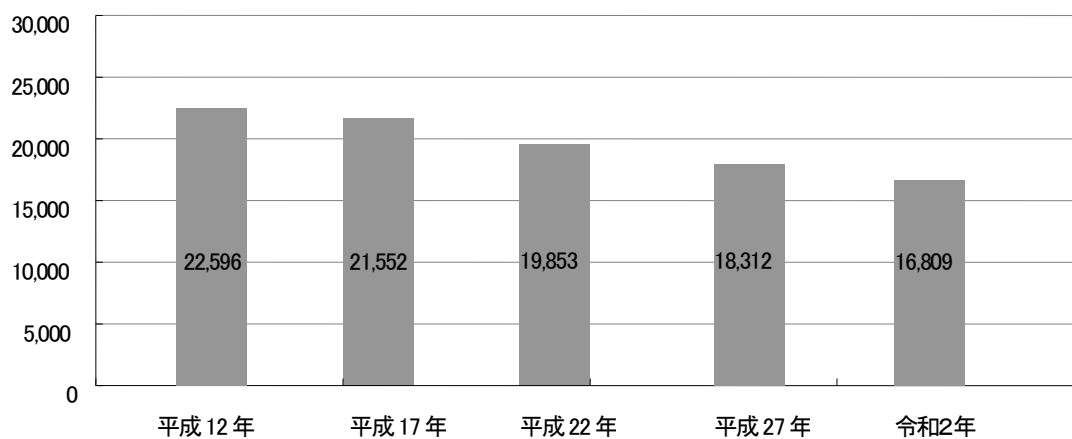
第1節 人口の推移

1 総人口

国勢調査による近年の本町の総人口（平成12年～令和2年）をみると、令和2年における総人口は、16,809人となっており、平成12年以降減少傾向がみられ、今後も緩やかに減少していくものと予想されます。

総人口の推移

（単位：人）



資料：住民基本台帳

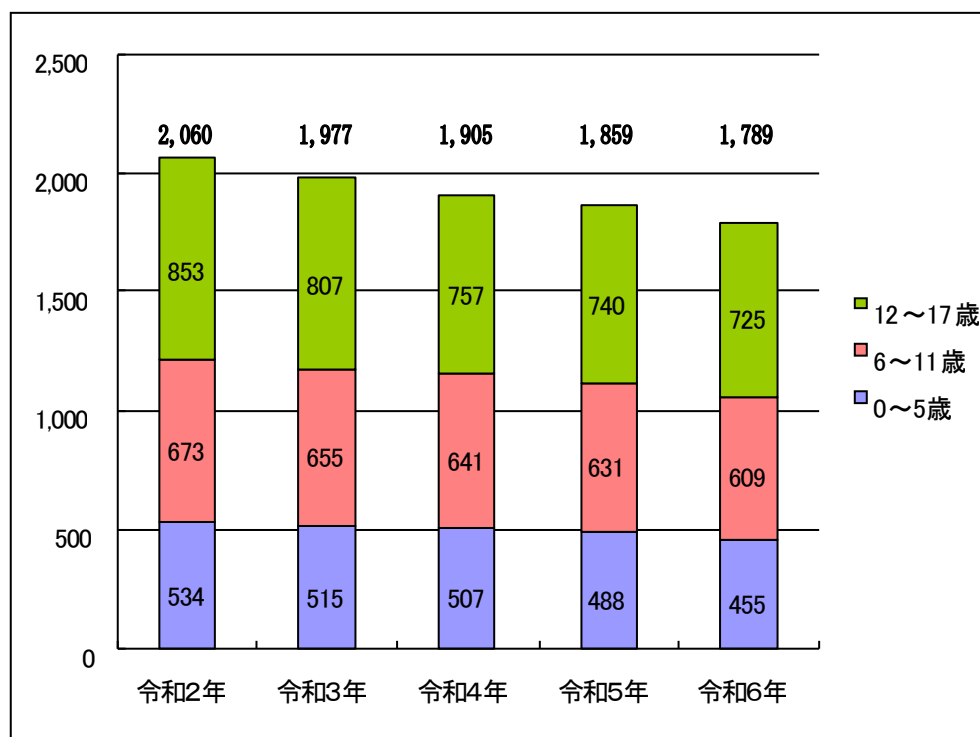
2 児童数

児童数は令和2年の2,060人から年々減少の傾向がみられます。減少は年間50～80人程度の割合で推移しており、令和6年4月1日現在では1,789人となっています。

また「0～5歳」の本町における児童数も年々減少し、令和6年4月1日現在では455人となっています。こうした児童数の減少からも地域における少子化の進行がうかがえます。

児童数の推移

(単位：人)



区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
南部町	0～5歳	534	515	507	488	455
	6～11歳	673	655	641	631	609
	12～17歳	853	807	757	740	725
	合計	2,060	1,977	1,905	1,859	1,789

資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

少子化の現状

○ 児童数の減少

令和2年 [0歳～17歳 2,060人
うち (0歳～5歳) 534人] → 令和6年 [0歳～17歳 1,789人
うち (0歳～5歳) 455人]

第2節 婚姻・出産の動向

1 結婚・離婚

本町の婚姻件数の推移は、令和元年の43件から、令和5年には31件と減少しています。一方、離婚件数は概ね20件前後で変動しています。

婚姻数（率）及び離婚数（率）の推移

（単位：件・％）

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	青森県 (令和5年)	全国 (令和5年)
南部町	婚姻件数	43	33	33	42	31	3,326	474,717
	婚姻率	2.6	2.0	2.0	2.6	2.0	2.8	3.9
	離婚件数	22	25	16	19	16	1,665	183,808
	離婚率	1.31	1.49	0.97	1.17	1.01	1.41	1.52

※婚姻（離婚）率：人口1,000人当たりの婚姻（離婚）の件数

資料：人口動態統計

2 出生・死亡

最近5年間（令和元年から令和5年）の出生数をみると、令和元年は65人でした。以降、令和2年には71人と増加したものの、その後は減少傾向にあり、令和5年には57人となっています。

また、死亡数をみると、令和元年から令和2年には320人前後だったものが、令和5年には366人となっています。

出生及び死亡数の推移

（単位：人）

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
南 部 町	出 生 数		65	71	69	63	57
	死 亡 数		322	320	339	376	366
	乳 児 死 亡 数		0	0	0	0	0
	新生児死亡数		0	0	0	0	0
	死産数	自然死産数	2	1	1	0	1
		人口死産数	2	1	1	0	0
		計	4	2	2	0	1

資料：人口動態統計

<用語解説> ・乳児死亡 … 生後1年未満の死亡
 ・新生児死亡 … 生後4週未満の死亡

第3節 世帯・就労の状況

1 世帯数

本町における世帯数は年々減少傾向にあります。特に核家族やその他親族世帯で減少しており、単身世帯は増加しています。

また、「6歳未満親族がいる世帯」の推移では、平成17年の692世帯から減少傾向が続き、令和2年には、400世帯で全世帯数の6.4%となっており、核家族世帯割合も高くなっています。

こうした核家族世帯の増加、こどものいる世帯の減少も、地域における少子化要因の1つとみられます。

構成別一般世帯数の推移

(単位：世帯)

区 分		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
南 部 町	核 家 族 世 帯	3,594	3,523	3,471	3,380
	夫 婦 の み	1,221	1,281	1,271	1,251
	夫 婦 と 子 供	1,657	1,481	1,401	1,287
	男 親 と 子 供	106	119	124	125
	女 親 と 子 供	610	642	675	717
	その他の親族世帯	2,011	1,801	1,499	1,262
	非 親 族 世 帯	9	22	35	35
	単 独 世 帯	1,188	1,254	1,386	1,555
	計	6,802	6,600	6,391	6,232
	母子世帯（再掲）	83	84	85	78
	父子世帯（再掲）	17	15	11	8

資料：国勢調査

《 参考 》世帯の区分について

上表の世帯の区分内容は、つぎのとおりです。

- ・核家族世帯 → 夫婦のみ又は夫婦と未婚の子からなる世帯
- ・その他の親族世帯 → 二人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいる世帯で核家族でない世帯
- ・非親族世帯 → 二人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- ・単独世帯 → 世帯人員が一人の世帯

子どものいる一般世帯数の推移

(単位：世帯・%)

区 分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
南 部 町	一 般 世 帯 (総 数)	6,802	6,600	6,391	6,232
	18 歳未満親族がいる世帯	2,041	1,704	1,384	1,128
	(割合)	30.0	25.8	21.7	18.1
	6 歳未満親族がいる世帯	692	545	454	400
	(割合)	10.2	8.3	7.1	6.4

資料：国勢調査

少子化の現状

○ 核家族世帯割合の増加

平成 17 年 3,594 世帯 (52.8%) ➡ 令和 2 年 3,380 世帯 (54.2%)

○ 6 歳未満の親族がいる世帯の減少

平成 17 年 692 世帯 (10.2%) ➡ 令和 2 年 400 世帯 (6.4%)

2 就業人口・就業率

本町の就業数の推移をみると、平成 17 年の 10,909 人から令和 2 年の 8,812 人まで年々減少しています。

産業別の就業人口の割合をみると、第 1 次産業は平成 17 年の 27.5%から令和 2 年の 22.9%まで、第 2 次産業は平成 17 年の 23.5%から令和 2 年の 21.9%まで低下しています。また、第 3 次産業は平成 17 年の 48.8%から令和 2 年は 54.9%と、増加傾向で推移しています。

こうしたことから、本町における産業構造としては、第 3 次産業が中心であることがわかります。

産業別就業人口の推移

(単位：人・%)

区 分			平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
南 部 町	就 業 者 数		10,909	9,754	9,370	8,812
	第 1 次 産 業	人 口	3,003	2,605	2,355	2,014
		割 合	27.5	26.9	25.1	22.9
	第 2 次 産 業	人 口	2,559	2,099	2,039	1,932
		割 合	23.5	21.7	21.8	21.9
	第 3 次 産 業	人 口	5,326	4,979	4,915	4,840
		割 合	48.8	51.4	52.5	54.9
	分 類 不 能	人 口	21	71	61	26

資料：国勢調査

3 就業形態

(1) 父親の就労状況

ニーズ調査における父親の就労状況では、就学前・小学生児童のいる家庭ともに8割以上が「フルタイムで就労している」と回答しています。

また、就学前児童のいる家庭で「以前は就労していたが、現在は就労していない」と回答した割合は1.4%となっています。

就学前児童のいる家庭

n=354

(単位：人・%)

選択項目	人数	構成比
フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	306	86.4
フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中でない	2	0.6
パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	5	1.4
これまで就労したことがない	0	0.0
無回答	41	11.6
合計	354	100.0

資料：ニーズ調査

小学生のいる家庭

n=534

(単位：人・%)

選択項目	人数	構成比
フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない	421	78.8
フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中でない	2	0.4
パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である	0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	2	0.4
これまで就労したことがない	0	0.0
無回答	109	20.4
合計	534	100.0

資料：ニーズ調査

(2) 母親の就労状況

ニーズ調査における就学前児童のいる家庭では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」を合わせるとおよそ4割弱を占めています。

また、小学生のいる家庭は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が約5割、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」がおよそ3割となっており、就学前児童のいる家庭と比較すると、母親の就労割合が高くなっていることがわかります。

就学前児童のいる家庭

n=463

(単位：人・%)

選択項目	人数	構成比
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	176	38.0
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	41	8.9
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない	141	30.5
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	15	3.2
以前は就労していたが、現在は就労していない	84	18.1
これまで就労したことがない	3	0.6
無回答	3	0.6
合計	463	100.0

資料：ニーズ調査

小学生のいる家庭

n=534

(単位：人・%)

選択項目	人数	構成比
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	285	53.4
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	6	1.1
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない	175	32.8
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	3	0.6
以前は就労していたが、現在は就労していない	45	8.4
これまで就労したことがない	2	0.4
無回答	18	3.4
合計	534	100.0

資料：ニーズ調査

4 生活保護世帯

本町の生活保護世帯数の推移は、令和元年度 209 世帯、令和 5 年度には 200 世帯と概ね横ばい傾向です。

生活保護受給世帯数の推移

(単位:世帯・人・%)

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	青森県 (令和5年度)	全国 (令和5年度)
南 部 町	被保護世帯数	209	213	208	199	200	22,990	1,642,228
	被保護人員	272	272	261	252	249	27,342	2,018,671
	保護率	15.95	16.32	15.70	15.41	15.58	22.98	16.30

% (パーセント) : 人口1,000 人に対する1年間の比率

資料 : 青森県三八地域県民局事業実績

5 児童扶養手当受給者

本町の児童扶養手当受給資格者数の推移は、令和元年度の 211 件、令和 5 年度には 206 人と概ね横ばい傾向です。

児童扶養手当受給資格者数の推移

(単位 : 人)

区 分		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	青森県 (令和5年度)	全国 (令和5年度)
南 部 町	受給者数	211	212	219	198	206	2,253	820,227
	対象児童総数	320	305	320	297	300	3,342	公表 無し

令和5年度における青森県の受給資格者数は、市部を除く総数

児童扶養手当受給資格者の全国の対象児童総数は未公表のため記載なし

資料 : 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室
南部町健康こども課

6 就学援助認定者

本町の小・中学校の就学援助認定者数をみると、減少傾向がみられ、平成令和5年度には162人となっているが、全児童生徒における割合をみると、14.4%と増加傾向で推移しています。

また、要保護と準要保護の構成比をみると、準要保護による受給者が9割強となっています。

就学援助認定者数の推移

(単位：人・%)

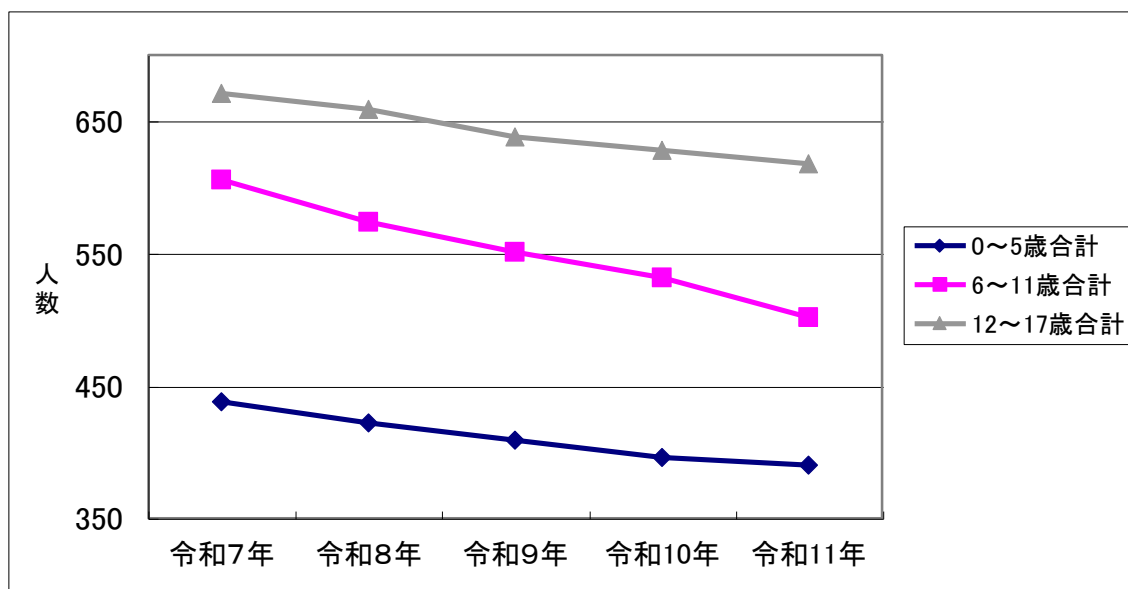
区 分			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
南 部 町	小学校	要保護	3	2	1	1	2
		準要保護	84	86	71	65	62
	中学校	要保護	2	2	2	1	2
		準要保護	59	52	57	55	48
	就学援助認定者計		148	142	131	122	114
	児童生徒数計		1056	1046	1024	973	946
	就学援助認定者の割合		14.0	13.5	12.7	12.5	12.0

資料：南部町教育委員会学務課

- <用語解説>
- ・要保護 … 生活保護を受けている世帯
 - ・準要保護 … 生活保護が停止または廃止になった世帯
市町村民税非課税世帯
国民年金掛金が全額免除されている世帯
国民健康保険料が全額免除されている世帯または徴収が猶予されている世帯
児童扶養手当を全額受給している世帯
その他、生活状態が不安定で、経済的に就学が困難な世帯

第4節 児童人口の将来推移

本町における、今後の児童人口の将来推移は、次のようになることが見込まれます。
各年齢層で減少傾向となっています。



児童人口の将来推移

(単位：人)

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推計人口	令和7年	60	70	66	77	82	83	438
	令和8年	58	64	72	67	79	82	422
	令和9年	56	62	68	74	70	79	409
	令和10年	55	60	66	69	76	70	396
	令和11年	54	59	64	67	71	75	390

児童年齢		6歳児	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	6～11歳合計
推計人口	令和7年	91	94	102	102	104	113	606
	令和8年	86	90	94	100	101	103	574
	令和9年	85	84	90	92	99	101	551
	令和10年	82	84	85	89	93	99	532
	令和11年	72	81	84	83	89	93	502

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推計人口	令和7年	91	118	106	110	124	122	671
	令和8年	112	91	118	105	109	124	659
	令和9年	103	112	91	117	105	110	638
	令和10年	101	103	112	90	117	105	628
	令和11年	98	100	103	111	90	116	618

資料：コーホート変化率法による推計（住民基本台帳）

第5節 教育・保育施設の状況

1 認定こども園

本町の認定こども園の入所児童数は、令和4年度には371人とピークでしたが、それ以外の年度については概ね320～350人前後で推移しています。なお、平成28年度から民営化され、令和2年度から認定こども園に移行し3保育施設から4保育施設となりました。

(単位：人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員総数	350	330	350	350	350
入所児童数	339	320	348	371	354
入所率	96.9	91.4	99.4	106.0	101.0

※各年度 4月1日現在

資料：南部町健康こども課

2 幼稚園の利用状況

本町の幼稚園の利用は、令和元年に46人の利用がありましたが、令和2年に制度改正により認定こども園に移行しました。

(単位：人、%)

	令和元年度	令和2年度
定員総数	120	認定こども園 に移行
入所児童数	46	
入所率	38.3	

※各年度 5月1日現在

資料：健康こども課

3 児童館の利用状況

本町の児童館の利用は、平成元年に施設1箇所でしたが、利用児童減少のため休止となり、令和2年度をもって廃止しました。

	令和元年度	令和2年度
定員総数	40	廃止
入所児童数	0	
入所率	0.0	

資料：南部町健康こども課

4 学童保育の利用状況

本町の学童保育の利用は、令和3年度に260人弱の利用がありましたが、概ね220人から240人と年度によって変動しています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入所児童数	220	242	259	231	225

※各年度 5月1日現在

資料：南部町健康こども課

第6節 南部町のこども・子育て支援の課題

ニーズ調査から抽出した本計画の基本的な課題は次のとおりです。

課題 1

こどもを取り巻く環境への配慮

こどもを取り巻く環境への配慮について

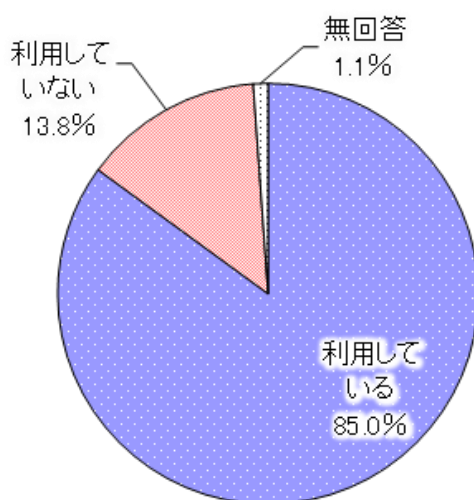
- こどもたちにとって、地域で健やかに育つために十分な保育の場・健全育成の場づくりが必要です。
- 家庭でも地域でもこどもたちが安心・安全に暮らせるよう、「見守る」意識、万が一のときに対処できる「知識」の普及・啓発が重要です。

1 こどもの保育・健全育成の場づくり

ニーズ調査の結果によると、就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が85.0%と多数を占めています。また、現在利用している教育・保育事業の種別では、約9割が認定こども園（幼稚園型認定こども園）を利用しています。

こうした背景には、子育てをする親（女性）の社会進出の増加、雇用・就労形態の多様化、さらには社会経済的な問題など様々な要因が考えられますが、子育て支援サービスによって影響を受ける多くは、こども自身です。地域で健やかに育てるための支援となるためにも、まずは十分な保育の場・健全育成の場を確保し、こどもたちの居場所・活動の場づくりに努める必要があります。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

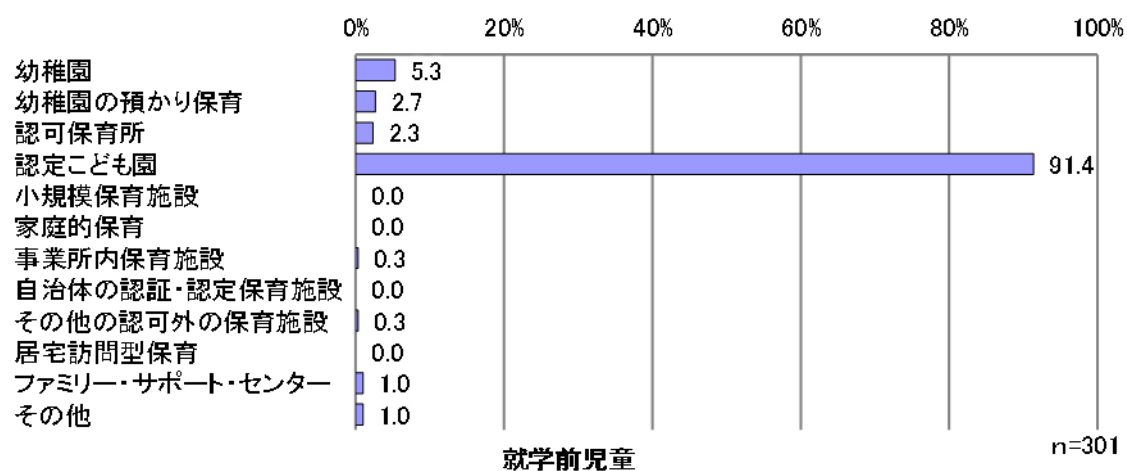


就学前児童

n=354

資料：ニーズ調査

定期的な教育・保育事業の利用状況



資料：ニーズ調査

2 こどもの生活の場の安心・安全確保

こどもの生活の場は、認定こども園・幼稚園・放課後児童クラブ等の保育施設や学校といった公共の場、こどもの遊び場や道路などの地域環境など、家庭だけに限定されたものではありません。家庭を中心に地域でこどもたちが安心して生活ができるために、事故やけがを未然に防ぐ工夫や、こどもたちの安心・安全な生活を見守っていく意識の啓発もあわせて重要となります。

課題2

利用しやすい子育て支援サービスの安定した供給

利用しやすい子育て支援サービスの提供と安定した供給について

- 子育て支援サービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（ニーズ）にあった多様な子育て支援サービスの創造、提供が求められます。
- 様々な子育て支援サービスを利用しやすいように工夫するとともに、利用者へ必要な情報を発信することで、サービスの利用の向上を図る必要があります。

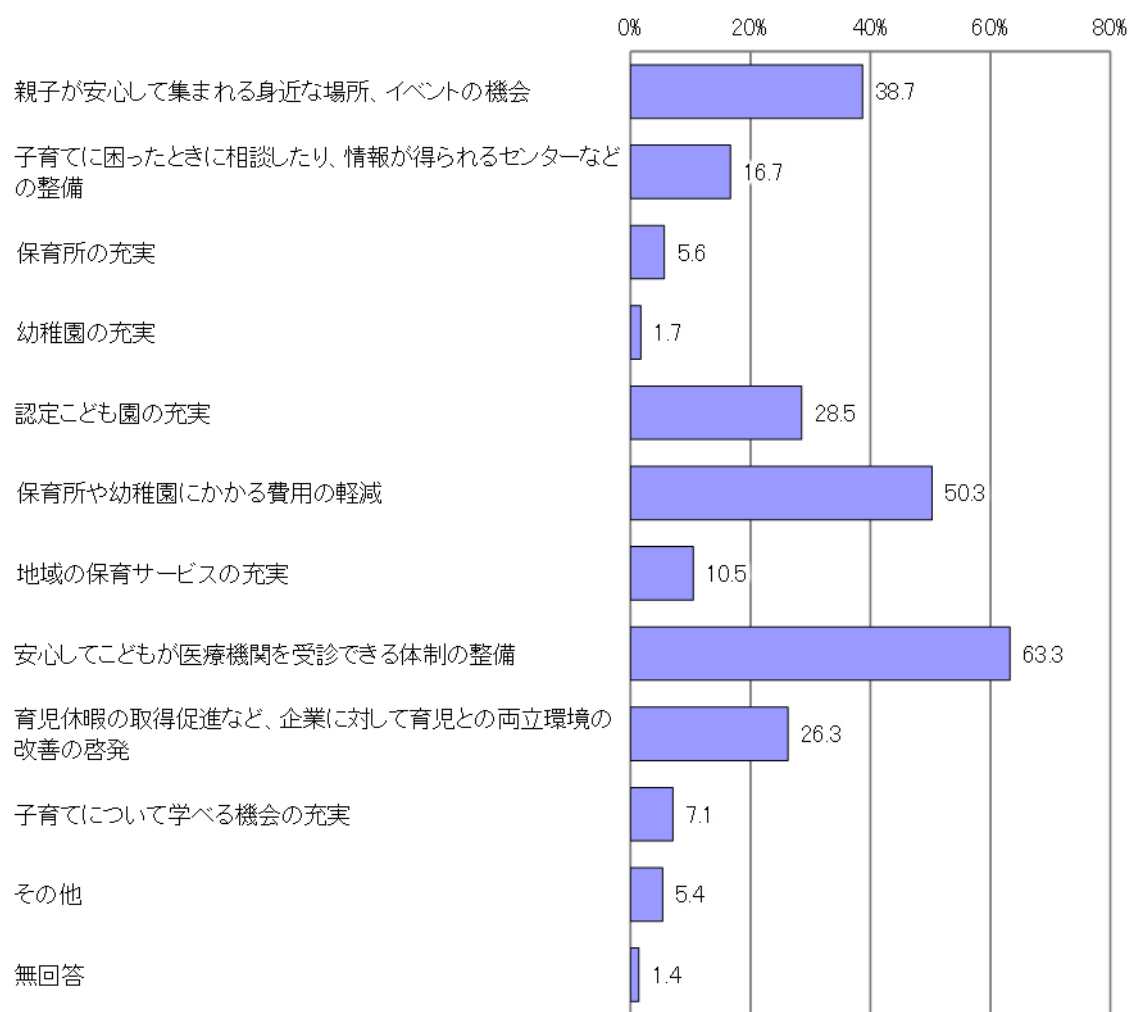
1 多様な子育て支援サービスの安定した供給

今後さらに少子化が見込まれる中で、現行の子育て支援サービスの安定した供給に努めるとともに、利用者の必要性（ニーズ）にあった多様な子育て支援サービスの創造、提供による子育て支援サービスの充実が求められます。

2 子育てサービスの利用しやすい工夫

ニーズ調査の結果によると、町の子育て支援について期待または充実すべき事項として、就学前児童の家庭では、「安心してこどもが医療機関を受診できる体制の整備」が63.3%で最も高く、次に「こども園や幼稚園の費用の軽減」が50.3%、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」が38.7%などとなっています。

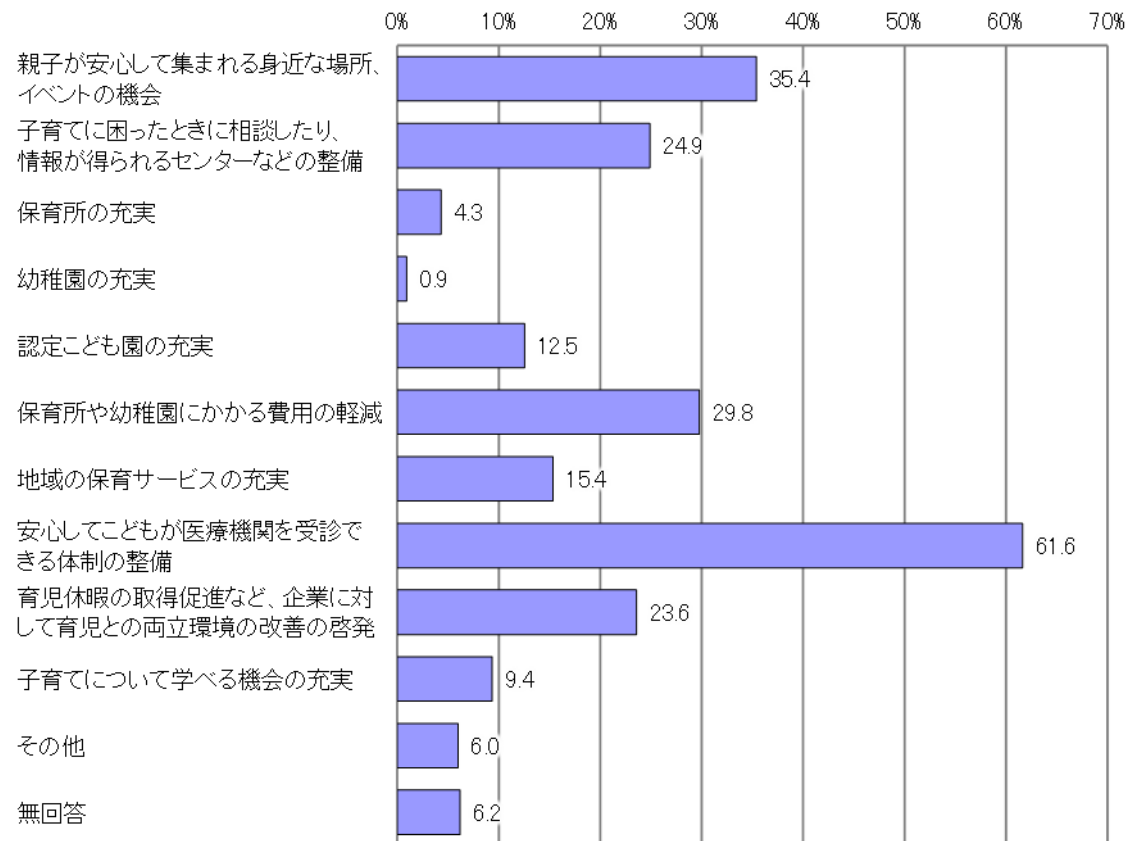
町の子育て支援で期待することや、充実すべきこと



就学前児童

n=354

小学生を持つ家庭では、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が61.6%と最も高く、次が「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会」が35.4%、こども園や幼稚園にかかる費用の軽減が29.8%と上位を占めていることから、既存サービスの利用向上を図るとともに、よりニーズに即したサービスの提供が求められています。



小学生児童

n=534

資料：ニーズ調査

子育てしやすい環境づくりについて

- 子育て家庭の親が、仕事を含めた多様な生活を選択できるよう、家庭内でも男女共同参画できる協力体制が求められています。
- 将来を担うこどもたちを育てる親や家庭へ配慮し、負担を軽減しながら楽しく子育てのできる支援の充実が重要となります。
- 子育て相談や交流機会のあり方を工夫し、子育て家庭の抱える不安や悩みに対処できるような仕組みづくりが重要となります。

1 楽しく安心して子育てできる環境づくり

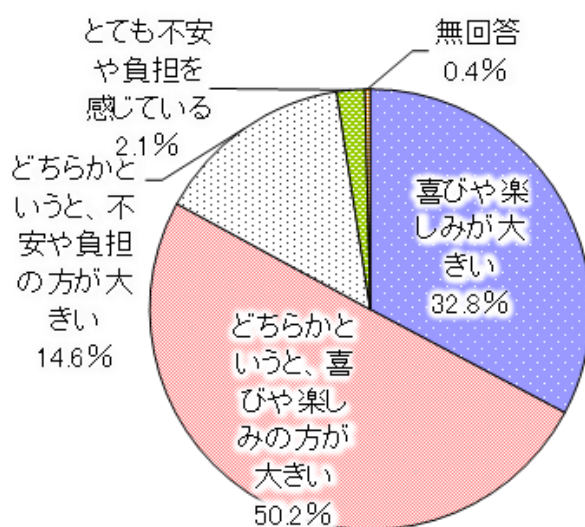
ニーズ調査の結果では、就学前児童及び小学生を持つ家庭ともに子育てに対する、「喜びや楽しみ」を感じている割合は8割を占めています。

一方、子育てに対する「不安や負担」を感じている割合は16.7%となっています。

今後少子化が見込まれる中で、地域の子育て家庭の減少や相談相手の居ないことなどにより、不安や負担を感じる家庭がさらに増加するものと思われます。

こうしたことから、地域の子育ての現状を十分に把握し、将来を担うこどもたちを育てる親や家庭へ配慮した適切な子育て支援サービスの構築をめざすと共に、負担を少なく安心して楽しく子育てできる支援の充実が重要となります。

子育ての喜びと不安



小学生児童

n=534

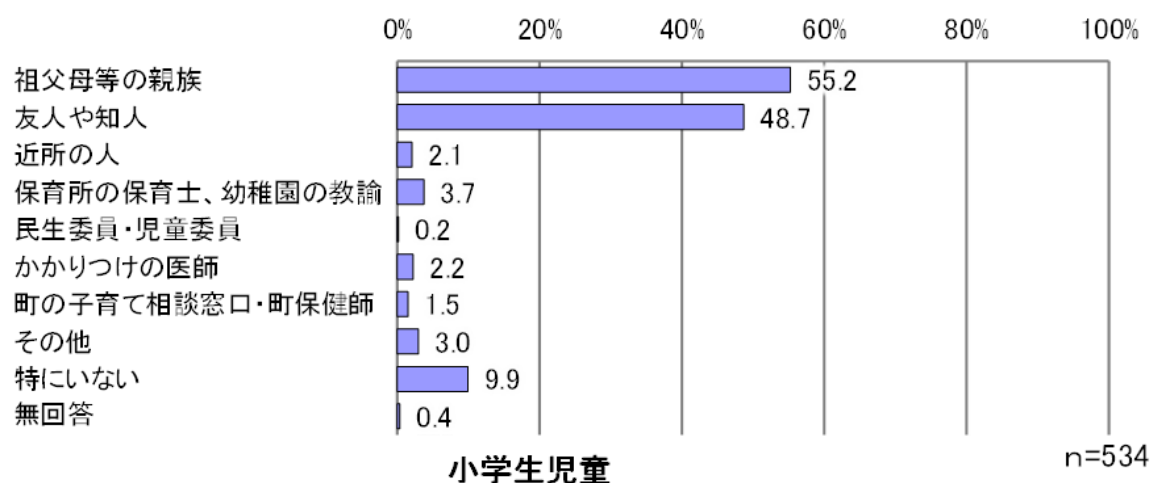
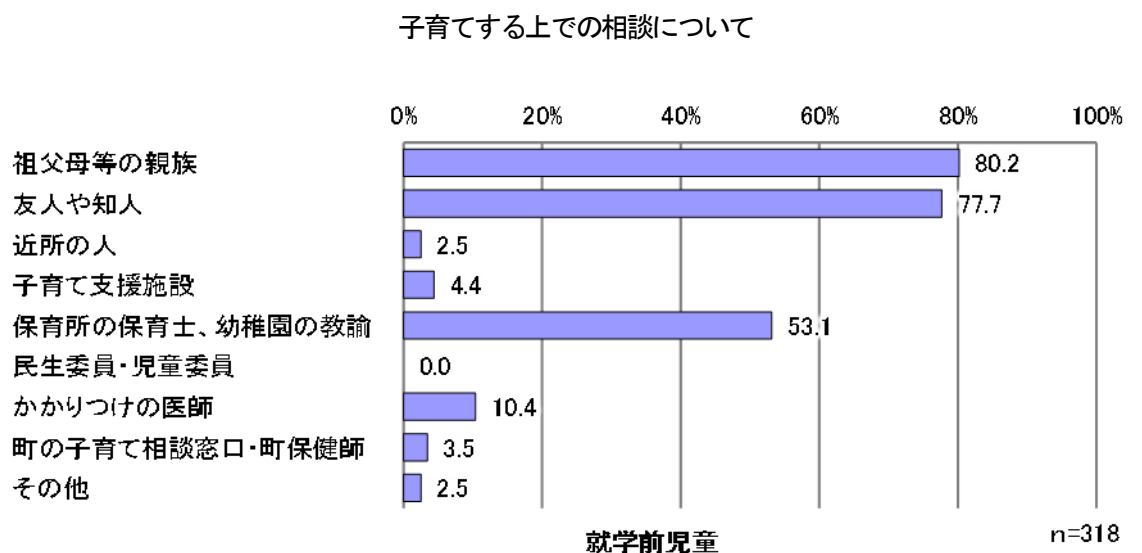
資料：ニーズ調査

2 子育てへの不安や悩みに対処できる仕組みづくり

ニーズ調査では、子育てをする上での相談について、就学前児童及び小学生を持つ家庭ともに「祖父母等の親族」が一番多くなっています。次に「友人や知人」が多く、就学前児童の家庭ではこども園などの保育施設職員が続いています。

「町の子育て相談窓口・町保健師」と回答した割合は、就学前児童及び小学生を持つ家庭ともに低いことから、些細なことでも気軽に相談できる“身近さ”を考慮した仕組みづくりが必要です。

特に最近では、核家族化や母親の社会での孤立などによって、育児への不安や心理的負担が増加し、そのストレスが児童虐待に影響しているともいわれています。今後は児童虐待を防止するためにも、様々な子育て支援情報を発信するとともに、子育て相談や交流会など気軽に集えるような関係づくりのあり方を工夫し、子育て家庭の抱える不安や悩みに対処できるような地域全体での取り組みが重要となります。



資料：ニーズ調査

課題 4

子育てを支える地域づくり

子育てを支える地域づくりについて

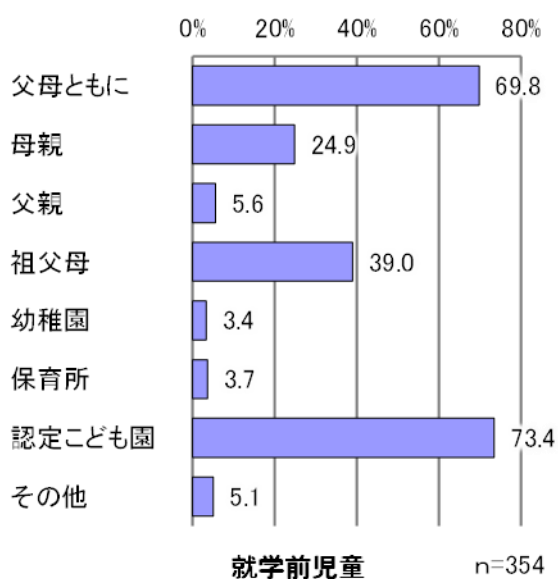
- 近隣住民や町内会・児童民生委員など、地域でこどもや子育て世帯を見守り、支える環境づくりが求められます。
- 必要な時に、医療が適時適切に提供され、安心して地域で子育てができる体制が求められます。

1 地域の支える子育て支援体制づくり

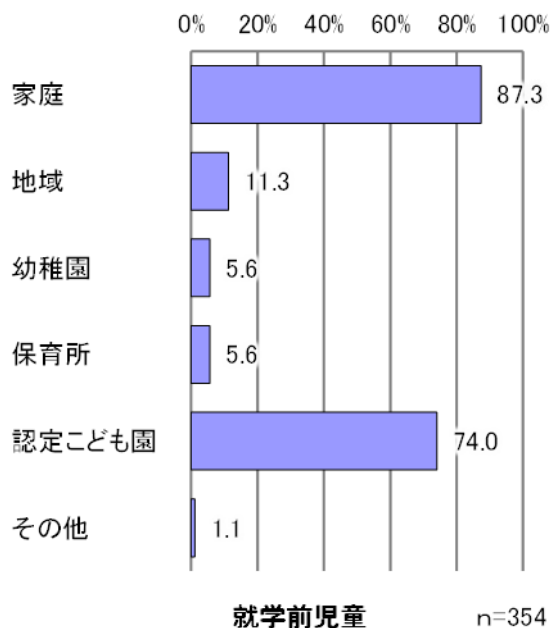
今後さらに少子化が進むことが予測されているなかで、子育てはこどもの居る家庭だけが担うものではなくて来ています。日頃からこどもを通じて地域住民が交流を持ち、協力し合えるような地域づくり・人づくりを推進し、これまでの子育てのあり方からの転換を図ることが必要です。

そうした地域基盤のなかで、子育て支援サービスを効率よく活用し、安心して子育てのできる地域独自の社会の仕組みを構築する必要があります。

日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



子育てに影響を与えると思う環境



資料：ニーズ調査

2 地域の小児医療体制・病気やケガへの対応に向けた取り組み

少子化が進行する本町において重要な課題の1つとなっているのが、緊急時の対応、とりわけこどもの病気やケガへの対応です。

ニーズ調査による健康や医療についての意見では、特に就学前児童を持つ家庭で「毎日見てくれる小児科がほしい」、「病児・病後児を見てくれる体制を整えてほしい」といったように、地域の医療体制に対する回答が上位を占めています。

これらの意見を踏まえ、子育て家庭への情報提供をすすめながら、県や医療機関、関係機関と連携し、よりよい医療提供体制について検討していきます。

○教育・保育環境等の充実についての自由記載

就学前児童の保護者の自由記載

■抽出語件数

抽出語	小児科・病児・医療機関	公園・広場・場所	園・こども園	支援・援助・サポート・見守り	仕事・相談・習い事・施設	無償化
件数	41	29	14	36	41	10

※ 代表的な自由意見（一部抜粋）

・町内に病児、病後児をみてる施設や、自閉症、発達障害児をサポートしてくれる施設があれば良いと思う。市内まで行くのも負担になりそうだと思う。またもっと気軽に必要な時に一時預かりをしてもらえる場所があると良いと思う。保育施設だけでなく町の施設を利用してなど。

・遊ぶ公園や遊具の不足、こどもが集まって遊ぶ場所がない。廃校になった学校や施設を使って室内の遊び場が欲しい。

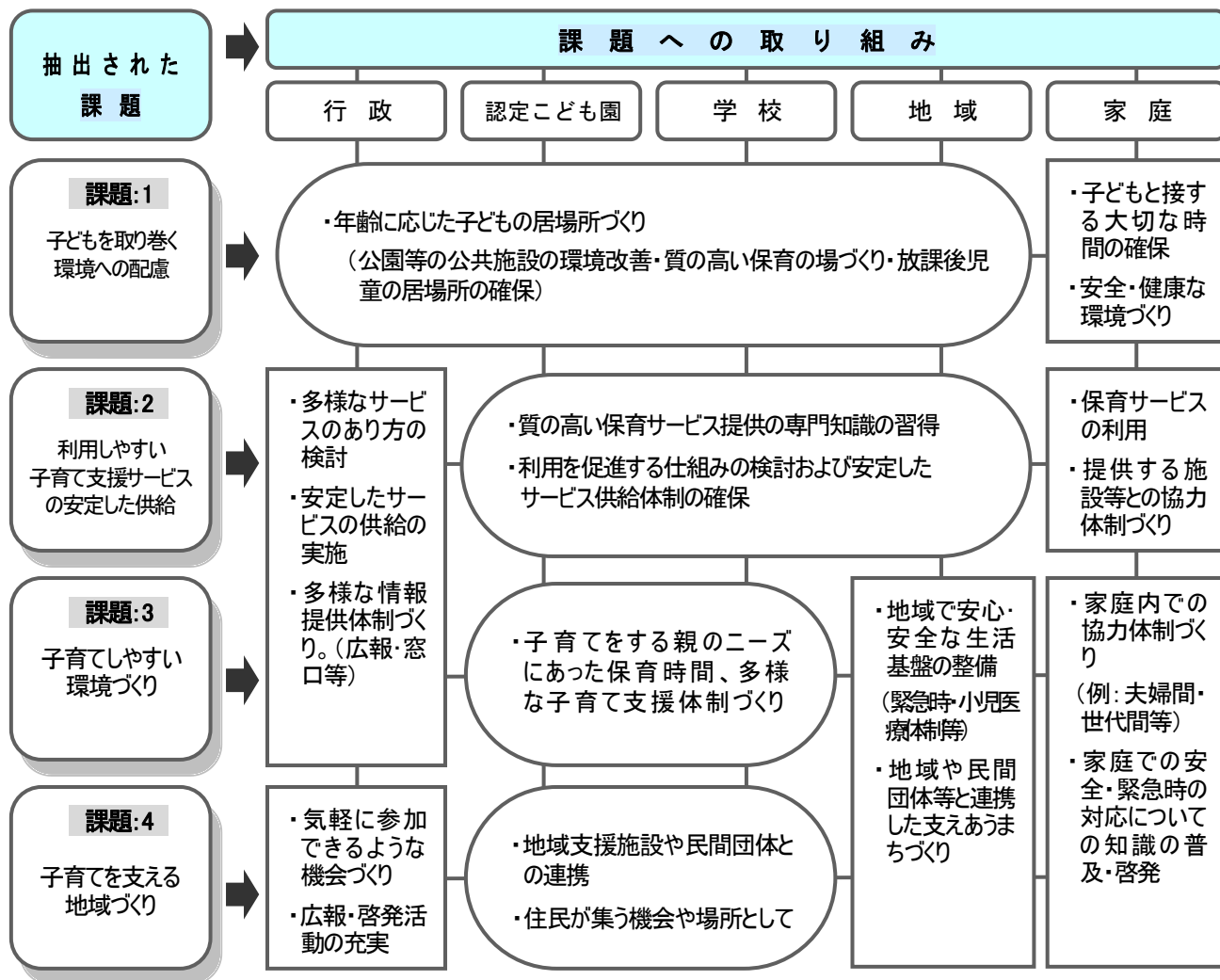
・病児保育、病後児保育を利用できるように保育園や小児科で開設して欲しい。こどもの小児科を毎日ちゃんとやってくれる病院にして欲しい。

・こどもが病気の時でも預ってもらえる病児保育があると助かる。コロナやインフルエンザで長期休みだと仕事に支障がでて、職場でも都合が悪くなる。

資料：ニーズ調査

課題に対する取り組みと計画の方向性

抽出された課題を、取り組むべき主体ごとに整理し、「南部町子ども・子育て支援事業計画」における課題への取り組み、施策の方向性をつぎのように位置づけます。



計画の方向性

- 1：特定教育・保育施設・学校を中心としたこどもの健やかな成長の支援体制づくり
- 2：子育てをするすべての家庭が、気軽な相談やサービスを利用できる仕組みづくり
- 3：子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり
- 4：地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進
- 5：安心・安全な子育て環境づくり

地域にあった、子育て生活様式（ライフスタイル）の提案
 関連施設・民間団体や地域住民をも取り込んだ、社会的なネットワークの形成。共に支えあう地域社会の実現

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

第1節 基本理念（任意）

こどもはすくすく家庭はいきいき
みんなで育て、支えあう“環”づくりをめざして

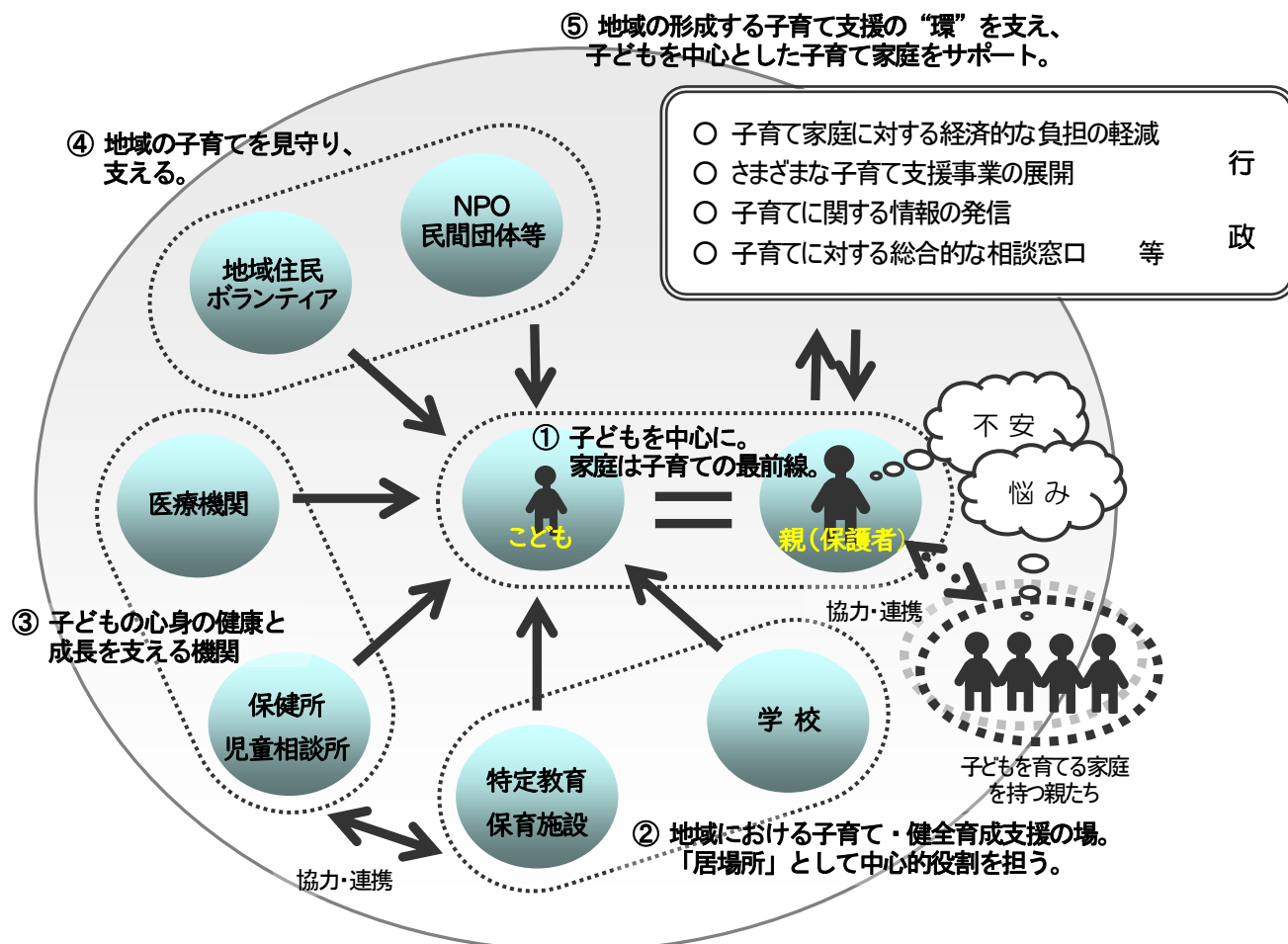
前章の課題抽出から、南部町の子育てを支援していくためには、こどもの幸せを第一に考えると同時に、こどもを育てる保護者や家庭が子育て生活を楽しみ、安心して生活を送ることのできる「ゆとり」が必要となっています。そのためには保育サービスや子育て支援サービスの有効利用、地域住民や民間活力を十分に活用することなどにより、南部町のこどもたちをみんなで育てるという意識が大切です。

本計画では、基本理念を『こどもはすくすく家庭はいきいき みんなで育て、支えあう“環”づくりをめざして』とし、南部町で育つこどもとして地域とともに支えあう“環”づくり（ネットワークの形成）をめざします。また、南部町では、こうした地域の“環”の形成を推進するとともに、南部町で子育てをする家庭の多様な生活様式（ライフスタイル）にあった支援サービスの発信・提供をめざします。

第2節 家庭・地域・関係機関・行政の役割

家庭・地域・関係機関・行政の役割について次のように位置づけます。

南部町における子育て支援の“環”（子育て支援将来像）



〔 南部町における子育て生活様式(ライフスタイル)イメージ 〕

1 子どもが中心。家庭は子育ての最前線

南部町の子育ての中心にあるのは「子どもたちの健やかな成長」です。その子どもたちのために、安心や安全の確保、親と過ごす大切な時間が最も求められるのは、子育てが実践されている場(最前線)である家庭です。公的な子育て支援サービス等を効率よく活用しながら、親の多様な生活様式に対応し、楽しく子育て生活を送れるよう環境づくりに努めます。

2 地域の子育ての場は「認定子ども園」「学校」同じ立場の親たちがともに集い、協力し合う

南部町の子育てにおいて最も利用されているのは、「子ども園」、「学校」です。たとえ通っていないくても、地域の子育ての場の中心的な場として機能し、地域や子育てをする同じ立場の親たちが集い、交流、協力しあう場をめざします。また、地域の関係機関とはできるかぎり協力・連携し、子育て家庭をサポートできる環境をめざします。

3 地域が主体となって、子どもを見守り・支え、行政が公的にサポート

南部町の子育てのなかで、地域住民は子どもを「見守り」、必要に応じて家庭や子育ての場での「支え」役となります。また、行政は地域の子育てに必要な公的サービスを提供するとともに、地域の支援体制である“環”全体を後方からサポートし、地域の体制づくりを推進します。

本計画の基本目標をつぎのように定めます。

基本目標１：特定教育・保育施設、学校等を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり

南部町におけるこどもたちの多くは、就学前には「認定こども園」、就学時には地域の「学校」に通い成長していきます。そのなかで、何かあったときや子育てについての困りごとがあるときに地域で支えあい、集まりやすい場（中心）となるのは、こうした「認定こども園」や「学校」です。

これらの「認定こども園」、「学校」を地域の子育ての中心に据え、地域住民や医療機関などの関係機関、さまざまな団体や社会資源が協力・連携することによって、南部町ならではのこどもの成長、子育てをサポートできる体制づくりをめざします。

基本目標２：子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり

南部町で、子育て家庭がゆとりを持って子育てを行っていくためには、安心してこどもを産み、そして育てていくことができる環境であることが大切になります。

安心して出産できる体制、母子保健や保育サービス、子育て家庭同士の交流の場や子育ての不安や悩みを気軽に相談、リフレッシュできる地域づくりなど、妊娠期からこどもの成長に応じて求められる子育て支援が受けやすい仕組みづくりをめざします。

基本目標３：子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

近年では、女性の社会進出をはじめ少子化、核家族化、晩婚化などによって、仕事と育児を両立し、こどもを育てながらも多様な生活を選択する子育て家庭が増えています。

こうした生活様式（ライフスタイル）にあった子育て支援をめざすために、現行の社会制度を最大限に活用し、また家庭、職場、地域といった身近なところからの意識啓発を行い、よりよい環境づくりを推進します。

基本目標４：地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

次世代へ南部町の地域性や環境を引き継いでいくためにも、南部町の将来を担うこどもたちの成長は、家庭だけが負うものではなく、地域全体が見守り、支えていく必要があります。そしてこどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこどもが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

また子育て家庭の多くは、地域に対して目の届かないところでのこどもの行動を温かく、ときには注意の目で見守られることを望んでいます。そこで本計画では、家庭と地域が関わりあう機会をつくりながら、児童虐待やいじめ問題を防ぎ、子育てを通じて自然に地域と家庭が協力し合い、次世代の南部町を創りだすまちづくりを推進します。

基本目標 5：安心・安全な子育て環境づくり

地域で子育てするためには、よりよい子育てサービスと同時に、安心・安全に子育てができる環境であることも重要となります。

そこで、誰もが安心して生活できる地域、施設環境の整備や、公園や屋内施設などを有効活用した、親子や子ども同士で楽しく集える拠点づくり、さらには、子どもたちの命を守るための防犯体制の確保や安全教育の充実にも力を入れ、地域で安心・安全な子育てができる環境づくりをめざします。

第3節 施策の体系

《 基 本 理 念 》

こどもはすくすく家庭はいきいき
みんなで育て、支えあう“環”づくりをめざして

《 施 策 の 体 系 》

基本目標1

幼稚園・保育所・学校等を中心とした子どもの健やかな成長の支援体制づくり

1 子どもたちの居場所づくり

- (1) 特定教育・保育施設等での多様な教育・保育サービスの推進
- (2) 就学児童の居場所づくり

2 特色ある教育環境づくり

- (1) 次世代を育む若い世代への支援
- (2) こどもの生きる力の育成に向けた学習教育環境等の整備
- (3) 幼児教育の充実

基本目標2

子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり

1 子育てに関する交流・情報提供や保護者が交流できる場づくり

- (1) 子育て中の保護者が交流等できる場づくり
- (2) 子育てに関する相談・情報の発信

2 母子の健康と子どもの健やかな成長への支援

- (1) こどもや母親の健康の確保
- (2) 食育の促進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 歯科保健対策の充実
- (5) 小児医療の充実

3 子育て支援に関する行政等のサービスの充実

- (1) 行政等による子育て支援

基本目標3

子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

1 仕事でも家庭でも
「男女共同参画」意識の浸透

- (1) 子育て支援の就業環境の整備
- (2) 家庭における男女共同参画の推進

基本目標4

地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

1 見守り・支える子育て支援の充実

- (1) 住民による子育て支援の充実
- (2) 家庭や地域の教育力の向上

2 ともに支えあう協力体制づくり

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障害児施策の充実
- (4) こどもの貧困対策の推進

基本目標5

安心・安全な子育て環境づくり

1 子どもを安心して育てられる
環境づくり

- (1) 安全な道路環境等の整備
- (2) 安心して遊び生活することができる環境の整備
- (3) 環境美化の推進

2 子どもを守る“地域力”の向上

- (1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) こどもを犯罪等から守るための活動の推進

汎 例

基本目標

基本目標名

施策の分類

- (1) 具体的施策
- (2) 具体的施策

第4章 教育・保育提供区域の設定（必須）

第1節 教育・保育提供区域について

1 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件や教育・保育の整備の状況などを総合的に勘案して設定するものです。

2 区域設定の考え方

教育・保育提供区域の設定にあたっては、合併前の旧町村単位で、ある程度均衡のとれた施設設置がなされていることと、教育・保育サービスを利用している保護者の大半は、自家用車による送迎を行っていることから、提供区域を町内全域として設定しました。

3 教育・保育提供区域

1号認定から3号認定までの認定区分ごとの教育・保育提供区域は町内全域とします。

認定区分	提供区域
1号認定（3～5歳児） 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの	町内全域
2号認定（3～5歳児） 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
3号認定（0～2歳児） 満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は町内全域とします。

事業名	提供区域
利用者支援事業 こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業	町内全域
地域子育て支援拠点事業 公共施設やこども園等で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	町内全域
妊婦健康診査 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業	町内全域

事業名	提供区域
乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	町内全域
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	町内全域
子育て短期支援事業（ショートステイ）〔新規〕 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業	町内全域
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	町内全域
一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業	町内全域
時間外保育（延長保育）事業 就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長などに対応して、通常保育の時間を延長して保育を行う事業	町内全域
病児・病後児保育事業 病気や病気の回復期にある場合に病院・こども園等の付設の専用スペースなどで一時的に保育する事業	町内全域
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	町内全域

その他の地域こども・子育て支援事業の提供区域とその考え方

事業名	提供区域
実費徴収に係る補足給付を行う事業	町内全域
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町内全域

事業名	提供区域
※子育て世帯訪問支援事業〔新規〕 令和7年4月実施予定 家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる庭を訪問し不安や悩みを傾聴したり、家事や子育てなどの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどを未然に防ぐ事業。	町内全域
※児童育成支援拠点事業〔新規〕 養育環境に等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより虐待を防止し、こどもの最善な利益の保障と健全な育成を図る事業。	未実施 必要に応じ 実施を検討
※親子関係形成支援事業〔新規〕 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間による適切な関係性の構築を図る事業。	未実施 必要に応じ 実施を検討
産後ケア事業〔令和3年度より実施〕 産婦と乳児に対して一定期間、産後のケアや授乳指導、育児サポート等のきめ細かいサポートを行い、母子とその家族が安心して健やかに育児が出来るよう支援する事業。	町内全域
※乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）〔新規〕 令和8年度より実施予定 保護者の就労状況などに関係なく、保育園や認定こども園、幼稚園などにこどもを一時的に預けられる事業。	町内全域

第5章 量の見込みと確保の方策

第1節 教育・保育のニーズ量の見込みの考え方

1 「量の見込み」の考え方

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対するニーズ調査の結果から、就労状況や希望等を踏まえた“潜在的”な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{推計児童数}} \times \boxed{\text{潜在的な家庭類型割合}} \times \boxed{\text{利用意向率}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

2 家庭類型について

保護者の就労状況等により、タイプAからタイプFまで8つの潜在的な家庭類型に分類します。

「家庭類型」は現在の家族類型と、母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類の割合に基づいて分布を算出します。

なお、類型は以下のとおりです。

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプA	ひとり親家庭	「配偶者はいない」と回答した人
タイプB	フルタイム×フルタイム	父親、母親ともフルタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）
タイプC	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む） ※（就労時間：月120時間以上＋48時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイムで就労（産休・育休・介護休業中を含む）のうち、3-5歳で、現在幼稚園を利用していて、今後、こども園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、こども園、認定こども園などを利用しておらず、今後も利用意向がない人

家庭類型	就労状況等	類型基準
タイプD	専業主婦（夫）	父親もしくは母親のいずれかが無業の人 ※1年以内にフルタイムもしくはパートタイムで就労（月48時間以上）したい人は除く ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える
タイプE	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が高い）	父親及び母親のいずれもパートタイムなどで就労している人 ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプE'	パートタイム×パートタイム （保育の必要性が低い＋幼稚園を利用希望）	父親、母親ともパートタイムなどで就労している人 ※3-5歳で、現在幼稚園を利用して、今後、こども園または認定こども園の利用意向がない人、及び0-2歳で、現在、こども園、認定こども園などを利用しておらず、今後も利用意向がない人は除く ※無業からパートタイムに1年以内に就労したい人を加える
タイプF	無業×無業	父親、母親とも無業の人 ※今後、パートをやめて子育てに専念したい人を加える

3 各事業における「量の見込み」の算出方法

教育・保育事業（地域型保育事業）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出方法をまとめると、以下のとおりとなります。

■教育・保育事業（地域型保育事業）

事業名	項 目	算出対象
1号認定 (幼稚園・認定こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人
2号認定 (幼稚園の利用希望強い)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用している人
2号認定 (認定こども園・こども園)	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	現在、「幼稚園」を利用しておらず、今後、「幼稚園」、「認定こども園」、「こども園」などを利用したいと回答した人
3号認定【0歳】 (認定こども園・こども園)	対象年齢	0歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「こども園」などを利用したいと回答した人
3号認定【1・2歳】 (認定こども園・こども園)	対象年齢	1・2歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「こども園」などを利用したいと回答した人

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	項 目	算出対象
地域子育て支援拠点事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び「利用していないが、今後利用したい」と回答した人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	泊りがけの預かりにおいて、「ショートステイ事業」を利用した人、「仕方なくこどもだけで留守番させた」と回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【低学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童は6～8歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、低学年のうち、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) 【高学年】 (※就学後の放課後の預かり)	対象年齢	5歳（推計児童数は9～11歳）
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	就学後、高学年になってから、放課後、「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人

事業名	項 目	算出対象
一時預かり事業 【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】	対象年齢	3～5歳
	家庭類型	タイプC'、D、E'、F
	利用意向	ア：今後、「幼稚園」または「認定こども園」を利用したいと回答した人で、かつ、不定期事業を「利用したい」と回答した人 イ：現在、「幼稚園」を利用している人で、現在、一時預かりなどを利用している人
一時預かり事業 【上記以外】	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	すべての家庭類型
	利用意向	不定期事業を「利用したい」と回答した人
時間外保育事業	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	今後、「認定こども園」、「こども園」などを利用したいと回答した人、かつ、利用希望時間が「18時以降」の人
病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター (病児・病後児)	対象年齢	0～5歳
	家庭類型	タイプA、B、C、E
	利用意向	こどもが病気やケガにより、「母親または父親が休んだ人」のうち、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育施設など」、「ファミリー・サポート・センター」を利用した人、「仕方なくこどもだけで留守番させた」と回答した人
放課後児童健全育成事業	対象年齢	5歳（推奨児童は6～11歳）
	家庭類型	タイプA、B、C、C'、E、E'
	利用意向	就学後、放課後「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答した人
	対象年齢	
	家庭類型	
	利用意向	

第2節 教育・保育の量の見込み（需要）及び確保方策（供給）

国から提示される基本方針などに沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容並びに実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

1 1号認定（3歳以上：認定こども園）

【量の見込み】 保育の必要がない家庭の3～5歳で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	人	人	人	人	人
量の見込み	24	24	21	21	21
確保の内容	24	24	21	21	21
特定教育・保育施設（町内）	23	23	20	21	20
特定教育・保育施設（広域）	1	1	1	1	1
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
過不足	0	0	0	0	0

2 2号認定（3歳以上：認定こども園） ※あかね幼稚園は認定こども園に属します

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳で、幼稚園の利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。また、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数を「学校教育の利用希望が強い」として設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	人	人	人	人	人
量の見込み	215	204	199	189	189
幼児期の学校教育の利用希望が強い	6	5	5	5	5
上記以外（他市町村への入所含む）	209	199	194	184	184
確保の内容	215	204	199	189	189
特定教育・保育施設（町内）	168	160	156	148	148
特定教育・保育施設（広域）	41	39	38	36	36
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

※ 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い人は幼稚園を利用し、実際上の過不足は生じない。

3 3号認定（0歳：認定こども園、地域型保育）

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳で、認可こども園などを利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数や、現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	人	人	人	人	人
量の見込み（他市町村への入所含む）	57	62	57	57	54
確保の内容	57	62	57	57	54
特定教育・保育施設（町内）	54	58	54	54	51
特定教育・保育施設（広域）	3	4	3	3	3
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

4 3号認定（1歳：認定こども園、地域型保育）

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1歳で、認可こども園などを利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数や、現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	人	人	人	人	人
量の見込み（他市町村への入所含む）	56	50	49	49	47
確保の内容	56	50	49	49	47
特定教育・保育施設（町内）	49	44	43	43	41
特定教育・保育施設（広域）	7	6	6	6	6
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

3号認定 （2歳：認定こども園、地域型保育）

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の2歳で、認可こども園などを利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数や、現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	人	人	人	人	人
量の見込み（他市町村への入所含む）	57	62	57	57	54
確保の内容	57	62	57	57	54
特定教育・保育施設（町内）	54	58	54	54	51
特定教育・保育施設（広域）	3	4	3	3	3
地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(需要)及び確保方策(供給) (必須)

1 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業

【量の見込み】 令和6年度に「南部町こども家庭センター」を開設し、保健師、助産師、栄養士、社会福祉士などの専門職員が、基本型とこども家庭センター型を一体的に実施しています。

【確保の方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型・こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の方策	基本型・こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【こども家庭センター】

令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。

本町では、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。

「こども家庭センター」は、これまでの母子保健と児童福祉の両機能を一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村として相談支援体制の強化を図るために行われるものです。

2 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業

【量の見込み】 すべての家庭類型の0～2歳で、「地域子育て支援センター」を利用している、もしくは今後利用したいと回答した人の割合を推計児童数に乗じて算出された値に、利用したい平均日数（月当たり日数×12月）を乗じて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定します。

【確保の方策】 既存の3か所の認定こども園において、地域子育て支援センターを開設しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,174人日	2,163人日	2,064人日	2,019人日	1,964人日
確保の方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

3 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

【量の見込み】 現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】 国が定める望ましい基準（受診回数、検査項目）の健診について、すべての妊婦が受診できるよう体制及び受診回数・検査項目を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	96人	96人	96人	96人	96人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施

4 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業

【量の見込み】 現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	101	101人	101人	101人	101人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施

5 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行う事業

【量の見込み】 現在までの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
確保の方策	実施	実施	実施	実施	実施

6 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）…令和7年4月実施予定
保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童
を児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業

【量の見込み】 すべての家庭類型の0～5歳で、泊りがけでこどもを預けなければならなかった経験があり、「子育て短期支援事業(ショートステイ)」を利用したことがある人、「仕方なくこどもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】 ショートステイについては、近隣の事業者と委託契約を締結し、**令和7年4月から実施予定。**(トワイライトステイ事業は未実施)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	472 人日	457 人日	440 人日	426 人日	420 人日
確保の方策	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日

7 子育て援助活動支援事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の5歳で、小学校就学後、放課後の時間に「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」を利用したいと回答した人の割合を、推計児童数(小学生)に乗じて算出します。

【確保の方策】 現在、本町では実施していない事業で、八戸市社会福祉協議会が広域的に事業を実施しています。今後も事業内容についての周知及び利用促進に努め、提供会員を拡大して対応します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（就学後）	3,111 人日	2,957 人日	2,846 人日	2,732 人日	2,581 人日
確保の方策	3,111 人日	2,957 人日	2,846 人日	2,732 人日	2,581 人日

8 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

①幼稚園型

②幼稚園型以外

【量の見込み】・【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①1号(②以外)による利用	44,593人日	42,406人日	41,313人日	39,306人日	39,242人日
量の見込み②2号(学校教育の利用希望が強い者による利用)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
上記以外	278人日	278人日	237人日	247人日	237人日
確保方策 一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)	44,593人日	42,406人日	41,313人日	39,306人日	39,242人日
確保方策 上記以外(私学助成(預かり保育推進事業)による預かり保育、幼稚園における長時間預かり保育運営費新事業による3～5歳児の受け入れなど)	278人日	278人日	237人日	247人日	237人日

9 時間外保育(延長保育)事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、こども園などにおいて保育を実施する事業

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可こども園などを18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数をもとに設定しています。

【確保の方策】 既存の3カ所の保育施設において、1時間延長して、保育を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	347人	336人	323人	313人	207人
確保の方策	347人	336人	323人	313人	307人

10 病児・病後児保育事業

病児について、病院・こども園などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などをする事業

【量の見込み】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、こどもが病気やケガで幼稚園・こども園などが利用できなかったことがあり、「父親」もしくは「母親」が休んで対応した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と回答した人、及び「病児・病後児保育を利用した」、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を利用した」、「仕方なくこどもだけで留守番をさせた」と回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用した平均日数を乗じて算出した人数をもとに設定しています。

【確保の方策】 現在、本町では実施していない事業ですが、児童・保護者の利便性の向上を図る観点から、事業の実施について検討を行っていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	234人日	227人日	218人日	211人日	207人日
確保の方策	234人日	217人日	218人日	211人日	207人日

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業

平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、高学年児童（4年～6年生）も条件付で対象学年としています。

【量の見込み】 就学前の児童を今後、小学校低学年・高学年時において、放課後に過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ（学童保育）」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数をもとに設定しています。

【確保の方策】 既存の4か所の放課後児童クラブにおいて、実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	460人	437人	421人	404人	382人
1年生	60人	61人	57人	51人	50人
2年生	62人	62人	61人	57人	51人
3年生	67人	56人	61人	60人	56人
4年生	67人	26人	22人	24人	24人
5年生	69人	23人	26人	22人	24人
6年生	75人	24人	23人	26人	22人
確保の方策	274人	274人	274人	274人	274人

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況などを勘案して、市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育などを受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品を購入に要する費用又は特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の、全部又は一部を助成する事業

【確保の方策】 今後の国の動向を踏まえ、必要に応じて内容を検討した上で実施します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などへの設置・運営を促進するための事業

【確保の方策】 今後の地域の実情や需給の状態を十分に把握し、検討した上で実施します。

14 子育て世帯訪問支援事業〔新規〕令和7年4月実施予定

訪問支援員が、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどが居る家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育てなどの支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどを未然に防ぐ事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	234人日	227人日	218人日	211人日	207人日
確保の方策	234人日	217人日	218人日	211人日	207人日

15 児童育成支援拠点事業〔新規〕

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善な利益の保障と健全な育成を図る事業。

【確保の方策】 今後の地域の実情や需給の状態を十分に把握し、検討した上で実施します。

16 親子関係形成支援事業〔新規〕

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間による適切な関係性の構築を図る事業。

【確保の方策】 今後の地域の実情や需給の状態を十分に把握し、検討した上で実施します。

17 産後ケア事業〔令和3年度より実施〕

産婦と乳児に対して一定期間、産後のケアや授乳指導、育児サポート等のきめ細かいサポートを行い、母子とその家族が安心して健やかに育児が出来るよう支援する事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
確保の方策	3人日	3人日	3人日	3人日	3人日

18 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）〔新規〕令和8年度より実施予定

保護者の就労状況に関係なく、認定こども園にこどもを一時的に預けられる事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の 見 込 み	0歳児	0人	1人	1人	1人	1人
	1歳児	0人	1人	1人	1人	1人
	2歳児	0人	1人	1人	1人	1人
	合 計	0人	3人	3人	3人	3人
② 確 保 方 策	0歳児	0人	1人	1人	1人	1人
	1歳児	0人	1人	1人	1人	1人
	2歳児	0人	1人	1人	1人	1人
	合 計	0人	3人	3人	3人	3人
②－①		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策の内容		実施体制を確保します。				

第4節 教育・保育の一体的提供の推進（必須）

1 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

子ども・子育て新制度では、教育と保育を一体的に行う「認定こども園」の基準や設置などを定めた認定こども園法が改正され、認定こども園は、幼稚園とこども園の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況などにかかわらず、そのニーズや選択に応じた、多様で総合的な子育て支援を行う施設として位置づけられます。

本町では、令和2年度にあかね幼稚園を含むすべての保育園、幼稚園が、「認定こども園」認定されました。

2 保育教諭や保育士の資質向上のための支援

すべてのこどもの健やかな育ちをめざすためには、教育・保育に携わる保育教諭や保育士の資質向上が不可欠です。

保育教諭と保育士が、教育・保育の質の向上に向けて、意義や課題を共有する機会を確保できるように、機関の連携に努めます。

3 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

特定教育・保育施設（認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業など）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。

地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

4 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園は、子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方地域型保育事業は、0歳から2歳児の保育を地域に密着した身近な場で提供する役割を担うものです。これらが、相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

こうしたことから、教育・保育施設と認可された地域型保育事業者との十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

5 認定こども園と小学校との連携

教育・保育の切れ目のない支援と環境づくりを確保するためには、小学校教諭と保育教諭・保育士が共にこどもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について理解を深め共有することが大切なことから、認定こども園と小学校の連携を一層強化します。

第5節 子育てのための施設など利用給付の円滑な実施の確保（必須）

2019（令和元）年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設などの利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。幼児教育・保育の無償化の対象となるためには施設など利用給付認定を受ける必要があります。町では子育てのための施設など利用給付にあたって、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを配慮し、円滑に実施していきます。

1 子育てのための施設等利用給付の実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

2 青森県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行にあたっては、必要に応じて青森県に対して施設等の所在、運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、青森県との連携を図ります。

第6章 その他関連施策の展開

※ 子ども・子育て支援事業計画（第Ⅰ期）から引き継ぐ施策事業等

【基本目標1】

特定教育・保育施設・学校などを中心としたこどもの健やかな成長の支援体制づくり

1 こどもたちの居場所づくり

(1) 認定こども園での多様な教育・保育サービスの推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
こども園入所 児童数の拡充 (通常保育)	就学前児童	健康こども課	こども園	4か所	継続実施
延長保育事業	就学前児童	健康こども課	こども園	3か所	継続実施
一時預かり事業	就学前児童	健康こども課	こども園	3か所	継続実施
教育・保育相談	就学前児童	健康こども課	こども園	4か所	継続実施
地域子育て 支援センター	就学前児童	健康こども課	こども園	3か所	継続実施
子育て支援 相談窓口	就学前児童	健康こども課	こども園	3か所	継続実施
こども園地域活動 事業	地域住民	こども園	こども園	未実施	継続実施
世代間交流事業	就学前児童	健康こども課	こども園	未実施	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
保育料軽減事業	就学前児童	健康こども課	健康こども課	対象児童数 23人	継続実施
幼児教育・保育の無償 化事業	就学前児童	健康こども課	健康こども課	対象者 1号認定 84人 2号認定 180人	継続実施
0～2歳児の児童の 保育料の無償化	就学前児童	健康こども課	健康こども課	新規	実施を計画

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

就労形態の多様化に伴う教育・保育需要に対応するため、平成28年度から公立幼稚園・保育所民営化が民営化され、令和2年度には認定こども園に移行しました。

今後も引き続き地域のこども園がすべての子育て家庭にとって、地域の中で子育ての中心的役割を果たせるよう、安心できる「居場所」づくりについて様々な機会を活用して支援します。

(2) 就学児童の居場所づくり

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
放課後児童 健全育成事業	小学校児童	健康こども課	放課後 児童クラブ	6か所 実人数 239人	継続実施
放課後児童クラブ 情報交換会	放課後児童 支援員等	健康こども課	放課後 児童クラブ	2回開催	継続実施
こども園の園庭・園舎の 解放	地域住民	健康こども課	こども園	実施	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

保護者が就労などの理由により、昼間家庭にいない就学児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業のほか、週末や長期休暇、学校の週5日制などに対応したこどもたちの活動の場を設け、就学児童が健やかに成長し、地域で活動できる「居場所」の確保に努めます。

令和7年度から、福地地区にある2つの放課後児童クラブが移転統合され、それに伴い放課後児童クラブは、4か所7支援となります。

2 特色ある教育環境づくり

(1) 次世代を育む若い世代への支援

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
ボランティア協力校 活動の推進	小学校児童 中学校生徒	学務課	各小中学校	実施	継続実施
乳幼児との ふれあい体験	中学校生徒	健康こども課	希望する 中学校	2校 86人	継続実施
認知症サポーター 養成講座	小学校児童 中学校生徒	福祉介護課	希望する 小中学校	1校 39人	継続実施
心の健康教室	小学校児童	健康こども課	社会福祉 協議会	未実施	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

教育機関との連携のもとに、中学生が乳幼児とふれあう機会を設けたり、児童生徒のそれぞれの段階に応じた福祉教育を行い、次世代を育む児童生徒の理解や思いやりのこころを育てる活動を推進します。

(2) こどもの生きる力の育成に向けた学習教育環境等の整備

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
学力検査の実施	小学校児童 中学校生徒	学務課	各小中学校	実施	継続実施
学校と地域ネット 推進事業	小学校児童 中学校生徒	社会教育課	各小中学校	通年実施 年164回	継続実施
ニュースポーツin スクールの開催	小学校児童 中学校生徒	社会教育課	社会教育課	年1回 参加者 31人	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
小中学校における 交流事業	小学校児童 中学校生徒	学務課	学務課	児童30人山梨 県南部阿の児童 と交流	継続実施
危機管理マニュアル の見直し	小学校児童 中学校生徒	学務課	学務課	随時実施	継続実施
緊急時の対応 研修・訓練の実施	小学校児童 中学校生徒	学務課	学務課	随時実施	継続実施
中学生海外 派遣事業	中学校生徒	学務課	学務課	カナダ6泊8 日（生徒23 人）	継続実施
スクールカウンセラー 配置事業	小学校児童 中学校生徒	学務課	県教育委員会	小学校3校 2人配置 中学校3校 3人配置	継続実施
少人数学級 編制の推進 (あおりっ子 育みプラン21 推進事業)	小学校児童 中高校生徒	学務課	県教育委員会	随時実施	継続実施
民生(児童)委員 による相談	小学校児童 中高校生徒	福祉介護課	社会福祉 協議会	相談件数 58件	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

変化する学習環境のなかでも、こどもたちが生涯を通じて自由に楽しく学び、心身ともに健やかな成長を目指す「生きる力」を育てます。また地域の人々に身近な教育施設である学校と地域・家庭との連携を図り、開かれた学校環境づくりを目指します。

(3) 幼児教育の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
教育支援委員会	教育上特別な支援を要する就学前 幼児・児童・生徒	学務課	南部町教育 支援委員会	定例会 3回 専門部会 4回	継続実施
教育相談 (再掲)	就学前児童	学務課	こども園	随時実施	継続実施
保育所での幼児 教育の推進	就学前児童	健康こども課	こども園	3か所	継続実施
障害児保育 対策事業	障害を持つ 就学前児童	健康こども課	こども園	3か所	継続実施
地域観光イベント 及び行事への 参加協力	就学前児童	商工観光課	南部町 観光協会	各種イベント、祭 り、伝統芸能への 参加 (9回実施)	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

認定こども園の担う役割は、国における「子ども・子育て関連3法」の制定により、今後ますます重要になってくると考えられます。このことを踏まえ、学校や関係機関と連携しながら、地域社会と一体となって、幼児保育（教育）を推進していく必要があります。

【基本目標2】

子育てをするすべての家庭が、気軽に相談やサービスを利用できる仕組みづくり

1 子育てに関する交流・情報提供や保護者が交流できる場づくり

(1) 子育て中の保護者が交流等できる場づくり

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
子育てサークル支援	就学前の 乳幼児を 持つ親	健康こども課	子育て支援 センター	通年	継続実施
地域子育て 支援センター (再掲)	就学前児童	健康こども課	こども園	3か所	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

家庭や地域の持つ子育て支援機能が弱まっている中で、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が、気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう子育てサークルといった民間活力への支援を行います。

また、子育て中の保護者が、自由に相談や交流できる地域子育て支援センターの活用を促進し、保護者の子育てに対する負担感を少しでも軽減できるよう努めます。

(2) 子育てに関する相談・情報の発信

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
妊婦健康相談	妊婦	健康こども課	健康こども課	随時実施 実 57 人 延 121 人	継続実施
母子保健方針指導	妊産婦 新生児 乳幼児	健康こども課	健康こども課	随時実施 実 223 人 延 386 人	継続実施
転入時健康相談	転入した 乳幼児の 保護者	健康こども課	健康こども課	随時実施	継続実施
乳児健康相談	乳児	健康こども課	健康こども課	年 4 回 実施率 87%	実施率 90%
4 歳児健康相談	4 歳児	健康こども課	健康こども課	年 6 回 実施率 82.5%	実施率 85%
子育て支援相談 (窓口・メール)	児童を持つ 保護者	健康こども課	健康こども課	随時実施	継続実施
子育てに関する情報の 広報誌への掲載	子育て家庭	健康こども課	健康こども課	毎月掲載	継続実施
利用者支援事業	子育て家庭	健康こども課	健康こども課	妊産婦 家庭訪問 202 人 新生児・乳児 家庭訪問 114 人	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

行政の持つ子育て支援情報を、妊娠中や乳幼児期などの時期に応じて適切に発信することにより、必要な情報が十分に得られ、また民間による情報との棲み分けを図ることで、子育て支援サービスなどが広く周知されるよう、情報提供の工夫に努めます。そのためにも、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供することを目的に、令和 6 年度から、子育て

世代包括支援センター（母子保健法に規定する母子保健包括支援センターをいう。）に代わる「こども家庭センター」を設置し、子育てに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、相談、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

2 母子の健康とこどもの健やかな成長への支援

(1) こどもや母親の健康の確保

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
妊産婦委託 健康診査	妊産婦	健康こども課	医療機関	実施 実100人 延 1,235件	継続実施
妊婦健康相談 (再掲)	妊婦	健康こども課	健康こども課	実施 実57人 延121人	継続実施
母子保健訪問指導 (再掲)	妊産婦 新生児 乳幼児	健康こども課	健康こども課	随時実施 実223人 延386人	継続実施
乳児健康相談 (再掲)	乳児	健康こども課	健康こども課	年4回 実施率 87%	実施率 90%
4歳児健康相談 (再掲)	4歳児	健康こども課	健康こども課	年6回 実施率 82.5%	実施率 85%
乳児一般委託 健康診査	乳児	健康こども課	医療機関	実施 出生57人 延107件	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
乳児健康診査	8か月～ 10か月児	健康こども課	健康こども課	年4回 受診率 91.0%	受診率 95%
1歳6か月児 健康診査	1歳7か月 ～8か月児	健康こども課	健康こども課	年6回 受診率 98.4%	受診率 95%
3歳児健康診査	3歳7か月 ～8か月児	健康こども課	健康こども課	年6回 受診率 88.9%	受診率 95%
1歳6か月児 ・3歳児精神発達精密 健康診査 及び事後指導	就学前児童 就学児童	健康こども課	健康こども課	受診者 9人	継続実施
乳児股関節脱臼 検診費用助成	生後90～ 150日未満 の乳児	健康こども課	健康こども課	54人 94.7%	継続実施
ことばの教室	就学前児童	健康こども課	健康こども課	年34回 実人員 9人	継続実施
発達相談 にこにこ教室	就学前児童 保護者	健康こども課	健康こども課	年26回 実人員 8人	継続実施
認定こども園への 巡回指導	就学前児童	健康こども課	健康こども課	定期巡回 6回 発達相談 2回	継続実施
小中学校健康教室 (生活習慣に関するこ と)	小学校児童 中学校生徒	健康こども課	健康こども課	中学校 3回	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
若年生活習慣病 予防健康診査	中学校生徒	健康こども課	健康こども課	3校 204人	継続実施
中学生ヘリコバクター ・ピロリ菌抗体検査 及び除菌治療事業	中学校生徒	健康こども課	健康こども課	3校 (一次検査) 104人	継続実施
乳がん・子宮頸がん 検診	子宮頸がん 20歳以 上 乳がん 40歳以上偶 数年齢の女性	健康こども課	検診実施機関	乳がん 18.7% 子宮頸がん 15.5%	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

妊婦期～出産期～新生児期・乳幼児期といったこどもの成長段階に合わせて、次世代を担うこどもや子を育てる母親の健康が保たれるよう、健康対策の充実に努めます。

(2) 食育の促進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
乳幼児健康診査等での 食事指導	乳幼児健康 診査等を受 けた保護者	健康こども課	健康こども課	31回 延417人	継続実施
小中学校 料理教室	小学校児童 中学校生徒 及び保護者	健康こども課	食生活改善 推進委員会	未実施	推進員と 連携して 継続実施
学校等給食担当者 研修会の活用	学校等 給食担当者	給食 センター	県・郡内	実施	継続実施
小中学校健康教室 (食育に関すること)	小学校児童 中学校生徒	健康こども課	健康こども課	小学校1校 79 人 中学校3校 111人	継続実施
食生活改善推進員 による普及啓発	地域住民	健康こども課	健康こども課	随時実施	継続実施
健康に関する 情報の周知	地域住民	健康こども課	健康こども課	広報紙へ 毎月掲載	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

こどもの健やかな成長については、十分な睡眠や規則正しい食習慣が大切とされています。近年の生活環境の変化により、親子ともに不規則な生活リズムとなり、食生活が乱れやすくなりがちです。こどもたち、そして大人たちに食生活の大切さを伝えるために、こどもの頃からの「食育」が今後ますます重要になってきています。

こうした「食育」に家庭や認定こども園、学校、地域が一体となって取り組むことにより、一人ひとりが健康で豊かな食生活習慣を身につけられる学習機会を促進します。

(3) 思春期保健対策の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
学校保健部会の開催	小中学校 養護教諭	学務課	各小中学校	研修会6回 部会3回	継続実施
中学校健康教室 (生活習慣病予防)	中学校生徒	健康こども課	健康こども課	3校 89人	継続実施
飲酒・喫煙の害についての知識の広報 及び教室の開催	小学校児童中 学校生徒	学務課	各小中学校	随時実施	継続実施
薬物乱用に関する 知識の広報及び 教室の開催	小学校児童中 学校生徒	学務課	各小中学校	随時実施	継続実施
思春期ふれあい 体験学習	中学校生徒	健康こども課	健康こども課	2校 86人	継続実施
心の健康教室 (再掲)	小学校児童	健康こども課	社会福祉協議会	未実施	継続実施
スクールカウンセラー 配置事業 (再掲)	小学校児童 中学校生徒	学務課	県教育委員会	小学校3校 2人配置 中学校3校 3人配置	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

思春期の健康を脅かす問題や、思春期特有の心の病の問題は多様化し、深刻さを増してきています。こうした問題に対応すべく学校をはじめ関係機関と連携を図りながら、命や心をテーマとした情報提供や教育の推進、専門家の確保や個別の相談体制づくりを進め、命の大切さを学ぶ機会の充実を目指します。

(4) 歯科保健対策の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
妊産婦歯科 健康診査	妊産婦	健康こども課	健康こども課	妊婦 14 人 22.2% 産婦 9 人 15.5%	継続実施
妊婦健康相談 (再掲)	妊婦	健康こども課	健康こども課	実施 実 57 人 延 121 人	継続実施
乳幼児健康診査等での 歯科保健指導	乳幼児	健康こども課	健康こども課	年 32 回	継続実施
1歳6か月児 健康診査 (再掲)	1歳7か月 ～8か月児	健康こども課	健康こども課	年 6 回 受診率 98.4%	受診率 95%
2歳児 歯科健康診査	2歳7か月 ～8か月児	健康こども課	健康こども課	年 5 回 受診率 90.1%	受診率 85%
3歳児健康診査 (再掲)	3歳7か月 ～8か月児	健康こども課	健康こども課	年 6 回 受診率 88.9%	受診率 95%
認定こども園での 歯みがき指導	乳幼児	健康こども課	社会福祉協議会 健康こども課	4 か所 77 人	継続実施
歯に関する情報の 広報誌への掲載 ・受診の呼びかけ	乳幼児の 保護者	健康こども課	健康こども課	広報誌掲載 むし歯ゼロ及 び・歯科口腔 の記事掲載	継続実施
幼児フッ素 塗布事業	幼児	健康こども課	健康こども課	延 109 人	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

町内の歯科保健対策は、1歳6か月児及び2歳児、3歳児の健康診査時に乳幼児に対する口腔検査、歯科指導が行われています。1歳6か月～3歳にかけて、う歯（虫歯）の保有率が急増していることから乳幼児からの歯科保健指導を強化していきます。

また、妊娠中から歯の健康づくりへの意識を高め、親子ともに歯科健診の受診率向上や虫歯予防の推進、早期からのブラッシング（歯磨き）の習慣づけ、フッ素塗布などを行い、歯科保健対策の充実に努めます。

(5) 小児医療の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
広域による地域医療体制の確保	地域住民	健康こども課	青森県	二次医療圏での連携 (会議開催)	継続実施
各種予防接種	乳幼児 小学校児童 中高校生徒	健康こども課	健康こども課	通年 接種者数 延 2,083 人	継続実施
乳幼児はつらつ事業 (乳幼児医療給付)	就学前児童	健康こども課	健康こども課	受給者数 506 人 給付金額 11,335 件	継続実施
未熟児養育医療	乳児	健康こども課	健康こども課	受給者数 6 人 支給額 1,144,484 円	継続実施
小児慢性 特定疾患医療	就学前児童 就学児童	県保健所	県保健所	県で実施	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
子ども医療費 助成事業	高校修了前までの児童を養育している家庭	健康こども課	健康こども課	受給者数 1,221人 給付件数 15,628件	継続実施
ひとり親家庭等 医療費給付	ひとり親 家庭等	健康こども課	健康こども課	受給者数 480人 給付件数 3,636件	継続実施
療育相談	発達に遅れ のある乳幼児	健康こども課	県保健所	随時実施	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

小児医療は、町内の小児科医院だけでなく、八戸市休日夜間急病診療所及び周辺市町村の総合病院に依存している状態です。救急医療の確保に関しては、青森県及び近隣との広域救急医療制度を利用した取り組みが必要不可欠となっています。

今後も引き続き、八戸圏域連携中核都市圏との連携など、広域的な医療体制の一層の充実を目指すとともに、不妊専門相談センター事業やファミリーサポートセンター事業、子育て支援事業の充実を図りながら、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に努めていきます。

3 子育て支援に関する行政等のサービスの充実

(1) 行政等による子育て支援

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
「南部阿子ども・子育て会議」の開催	子ども・子育て会議委員	健康こども課	南部阿子ども・子育て会議	年1回	年1回以上
子育てサークル支援 (再掲)	就学前の乳幼児を持つ保護者	健康こども課	子育て支援センター	通年	継続実施
相談活動の実施	子育て家庭の保護者	こども園健康こども課	こども園健康こども課	通年	継続実施
児童手当の支給	高校生年代までの児童を養育している家庭	健康こども課	健康こども課	支給対象者 783人	継続実施
子育て支援 学校給食費 給付金	児童生徒を養育し、町内に住所を有する保護者	学務課	学務課	対象者 950人	継続実施
新入学中学生 制服購入費補助金	小学校6年生の保護者	学務課	学務課	--	令和6年度 新規事業
新入学高校生 制服購入費補助金	中学校3年生の保護者	学務課	学務課	--	令和6年度 新規事業
新入学児童 ランドセル購入費 補助金	翌年度に小学校に入学する保護者	学務課	学務課	--	令和6年度 新規事業

小中学校における 教育振興事業 補助金 (修学旅行)	小中学校に在学す る児童生徒の保護 者	学務課	学務課	--	令和6年度 新規事業
高等学校等 修学支援金	高等学校等に在学 する生徒の 保護者	学務課	学務課	補助額 5万円	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

各施策の推進を図るため「子ども・子育て会議」を設置しています。

また、行政の限られた財源のなかで、必要に応じたサービスが提供できるよう、他課との連携を強め、さらには地域レベルでの支援体制づくりや経済的支援により、家庭・地域・関係機関・行政が一体となって、地域のこどもたちの成長を支えられるよう町内における子育ての“環”をサポートする体制づくりを推進します。

【基本目標3】

子育てをしながらも多様な生活を選択できる環境づくり

1 仕事でも家庭でも「男女共同参画」意識の浸透

(1) 子育て支援の就業環境の整備

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
労働者・事業主への 広報・啓発活動の実 施	労働者 事業主	商工観光課	商工観光課	通年 (窓口ポスター・ チラシを設置し周 知啓発)	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

ニーズ調査では、就学前児童の母親の就労状況として約7割の方が「就労している」と回答しています。また、小学生の母親の就労状況としては、8割を超える方が「就労している」と回答しています。

平成31年3月に制定された「第2次南部町男女共同参画基本計画」に沿って、町民1人ひとりが性別にかかわらず人権を尊重し、個人の能力と個性を発揮して、多様な生き方を可能にする男女共同参画社会を目指します。

企業においても、仕事と子育ての両立に向けた就業環境の整備など、労働者及び事業主が一体となって、活動の推進を図ります。

(2) 家庭における男女共同参画の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
ワーク・ライフ・ バランスの実現に 向けた理解の促進	地域住民	住民生活課	住民生活課	無し	新規実施
「鍋の日」の 周知・啓発	地域住民	企画財政課	企画財政課	実施 毎月22日	毎月22日
男性の家事・育児 への参画推進	地域住民	健康こども課	健康こども課	パパノートの 配布 実施	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、家庭や地域において、協力しながらこどもを育てることができるよう、男女共同参画意識の啓発を図ります。

【基本目標4】

地域も家庭も相互に協力し合えるまちづくりの推進

1 見守り・支える子育て支援の充実

(1) 住民による子育て支援の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
民生児童委員 による相談	子育て家庭	福祉介護課	社会福祉協議会	相談件数 5件	継続実施
学校・警察 連絡協議会	地域住民	学務課	学校・警察 連絡協議会	随時実施	継続実施
学校と地域ネット 推進事業 (再掲)	小学校児童 中学校生徒	社会教育課	各小中学校	通年実施 164回	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

地域がこどもの健やかな成長を支えていくために、子育てサークルや各種団体をはじめ地域の住民が主体となり、地域の社会資源を十分活用しながら、行政では担いきれないサービスを支える身近な“サポーター”として、子育てによる地域の結びつきを強める取組みを推進します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
家庭教育学級の開催	小学校児童 の保護者	社会教育課	各小中学校 PTA	0回	継続実施
マリンスポーツ 体験交流会	小学校児童	社会教育課	社会教育課	1回 参加者 19名	継続実施
子ども会育成連絡 協議会への支援	小学校児童 中高校生徒	社会教育課	社会教育課	通年	継続実施
社会教育委員会議 の開催	社会教育委員	社会教育課	社会教育課	2回	継続実施
ふるさと学習 (体験発掘・出前授 業・奥州街道ウォーク・ 教職員研修)	小学校児童 中高校生徒 教職員	社会教育課	社会教育課	体験発掘2 校、講演4 回、奥州街道 ウォーク 2校、出前授 業3回	継続実施
夏休み BG 塾	小学校児童	社会教育課	社会教育課	夏季(5 日間)、冬季 (3日間)登録 15名延77 名の影響によ	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

子育てを通して家庭や地域住民がともに成長できる機会となるように、学校教育ではなかなか得られない、親子のふれあい、地域住民との世代を越えた交流、自然体験、社会体験などを通して、家庭での教育のあり方や地域との結びつきを身につける機会づくりを促進します。

2 ともに支えあう協力体制づくり

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
要保護児童対策 地域協議会	子育て家庭	健康こども課	健康こども課	代表者会議 1回 実務者会議 3回 個別ケース会議 2回	継続実施
乳幼児健康診査 等を利用した相談 ・訪問活動	就学前児童 を持つ家庭	健康こども課	健康こども課	適宜訪問	継続実施
母子保健訪問指導 (再掲)	妊産婦 乳幼児 児童 保護者	健康こども課	健康こども課	随時実施 実 223 人 延 386 人	継続実施
幼稚園・保育所への巡 回指導 (再掲)	就学前児童	健康こども課	健康こども課	定期巡回 6回 発達相談 2回	継続実施
児童虐待に関する 情報の周知	子育て家庭	健康こども課	健康こども課	広報紙へ 随時掲載	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

こどもの虐待の背景には、子育てによる地域や家庭での孤立感、子育て不安といったことに加え、社会的要因などによっても児童虐待へ追い込まれてしまうことがあると言われています。こうした子育て家庭の抱える親の不安や悩みを把握し、こどもへの虐待行為を未然に防ぐための訪問・相談を行うとともに、早期に発見・対応できる体制づくりに努めます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
児童扶養手当	ひとり親 家庭等	健康こども課	県福祉事務所	受給者数 177人 対象児童数 246人	継続実施
ひとり親家庭等 医療費給付 (再掲)	ひとり親 家庭等	健康こども課	健康こども課	受給者数 480人 給付件数 3,606件	継続実施
母子父子寡婦 福祉資金の貸付	ひとり親 家庭等	健康こども課	県福祉事務所	適宜対応	継続実施
親の学び直しの支援 (高等学校支援)	ひとり親 家庭等	健康こども課	県福祉事務所	適宜対応	継続実施
日常生活支援事業 (家庭生活支援員 の派遣)	ひとり親 家庭等	健康こども課	青森県 母子寡婦 福祉連合会	適宜対応	継続実施
就労支援 (就業相談・情報提 供、就業講習)	ひとり親 家庭等	健康こども課	青森県 母子寡婦 福祉連合会	適宜対応	継続実施
幼児教育・保育の無償 化事業 (再掲)	ひとり親 家庭等	健康こども課	健康こども課	対象者 1号認定 84人 2号認定 180人	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

町内における近年の離婚件数は、横ばい傾向にありますが、未婚・死別を含むひとり親家庭は増加傾向にあります。

今後も引き続き生活安定のための自立支援に努めます。

(3) 障害児施策の充実

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
障害児保育 対策事業 (再掲)	障害を持つ 就学前児童	健康こども課	こども園	受入施設 4か所	継続実施
障害児の受け入れ	障害を持つ 就学前児童	健康こども課	こども園	4人	継続実施
教育支援委員会 (再掲)	教育上特別 な支援を要 する就学前 児童・児童 ・生徒	学務課	南部町教育 支援委員会	定例会 3回 専門部会 4回	継続実施
なかよし交流会	特別支援 学級に 在籍する 児童生徒	学務課	南部町教育 支援委員会	実施 青森県三沢 航空科学館	継続実施
ことばの教室 (再掲)	就学前児童	健康こども課	健康こども課	年34回 実人員 9人	継続実施
発達相談 にこにこ教室 (再掲)	就学前児童 保護者	健康こども課	健康こども課	年26回 実人員 8人	継続実施
療育相談 (再掲)	発達に遅れ のある乳幼児	健康こども課	保健所	随時実施 利用実績 無し	継続実施
地区就学相談 教育相談会	就学前児童	県教育委員会	県教育委員会	1回0件	継続実施
特別児童扶養手当 の支給	障害を持つ 子ども	健康こども課	県福祉事務所	受給者数 38人	継続実施
育成医療	障害を持つ 子ども	福祉介護課	福祉介護課	利用実績 無し	継続実施

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
重度心身障害者 (児) 医療費	障害を持つ 子ども	福祉介護課	福祉介護課	受給者数 12人	継続実施
障害児福祉手当 の支給	障害を持つ 子ども	福祉介護課	県福祉事務所	受給者数 10人	継続実施
有料道路通行料金の 割引	障害を持つ 子ども	福祉介護課	福祉介護課	受給者数 3人	継続実施
日常生活用具 給付等事業	障害を持つ 子ども	福祉介護課	福祉介護課	受給者数 2人 給付件数 21件	継続実施
身体障害児補装具費 負担事業	障害を持つ 子ども	福祉介護課	福祉介護課	受給者数 4人 給付件数 6件	継続実施
移動支援事業	障害を持つ 子ども	福祉介護課	福祉介護課	受給者数 1人 給付件数 24件	継続実施
日中一時支援事業	障害を持つ 子ども	福祉介護課	福祉介護課	該当児無し	継続実施
障害児支援サービス (児童発達支援等)	障害を持つ 子ども	福祉介護課	福祉介護課	受給者数 45人 給付件数 690件	継続実施
医療的ケア児等 総合支援事業	医療的ケア児	福祉介護課	福祉介護課	1回 検討会議	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

障害を持っているこどもが地域で健やかに成長し、またこどもを育てる親たちも地域で安心して暮らせるよう、経済的支援や各種事業を実施します。また、障害に対する差別や偏見を取り除き、保育や療育、教育などにおける地域での協力体制づくりを推進します。

(4) こどもの貧困対策の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
幼児教育・保育の無償 化事業 (再掲)	非課税 世帯等	健康こども課	健康こども課	対象者 1号認定 84人 2号認定 180人	継続実施
生活が困窮している家 庭のこどもに 対する学習支援	貧困状態にある 子ども	学務課	県教育委員会	—	随時実施
生活が困窮している家 庭への相談支援	貧困状態にある 子ども	健康こども課	健康こども課	随時実施	随時実施
児童手当の支給 (再掲)	高校生年代の 児童を養育して いる 家庭	健康こども課	健康こども課	受給者数 783人	継続実施
児童扶養手当 の支給 (再掲)	ひとり親 家庭等	健康こども課	県福祉事務所	受給者数 177人 対象児童数 246人	継続実施
子ども医療費 の給付 (再掲)	高校修了前ま での児童を養育 している家庭	健康こども課	健康こども課	受給者数 1,221人 給付金額 15,628件	継続実施
学校給食費 給付金事業 (再掲)	児童生徒を養 育し、町内に住 所を有する保護 者	学務課	学務課	対象者 950人	継続実施
就学援助	小学生・中学生の養 育する家庭のうち、 要な方	学務課	学務課	受給者数 112人	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

こどもの貧困対策にあつては、第一にこどもに視点を置いて、成長段階に即して切れ目ない支援を実施し、すべてのこどもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、こどもの貧困対策推進法などを踏まえ、経済的支援の充実を図ります。

【基本目標5】

安心・安全な子育て環境づくり

1 こどもを安心して育てられる環境づくり

(1) 安全な道路環境等の整備

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
道路網の整備 ・適正管理	地域住民	建設課	建設課	町内全域	継続実施
防犯灯設置事業	地域住民	建設課	建設課	地区の要望にて 随時整備対応 新規設置 4基	地区の 要望にて 随時整備 対応
雪みち計画の策定	地域住民	建設課	建設課	地区の要望によ り随時実施 (新規要望 無 し)	継続実施
スクールゾーン、 キッズゾーン の設定	小学校児童 就学前児童	学務課 健康こども課 建設課	学務課 健康こども課 建設課	随時実施	継続実施
なんぶチェリバス の運行	地域住民 小学校児童 中学校生徒	企画財政課	企画財政課	町内全域	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

幅員の狭い道路や段差解消、住民の誰もが安心して通行できる快適な生活道路を目指して歩道や街路灯の整備を行い、今後も安全な歩道環境の整備を推進します。

(2) 安心して遊び生活することができる環境の整備

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
遊具の整備・点検	地域住民	建設課	建設課	21か所 年1回実施	継続実施
公園の清掃	地域住民	建設課	建設課	直営 (2公園) 業者委託 (5公園) 町内会管理 (32公園)	継続実施
公園の整備・点検	地域住民	建設課	建設課	町内全域随時 (毎月1回実施)	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

子育てにふさわしい環境づくりに向けて、子ども同士や親子で楽しく遊べる拠点となる公園の整備や遊具点検などを実施し、安心・安全な生活環境の確保を目指します。

(3) 環境美化の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
道路わきに不法 投棄禁止等の 看板設置	地域住民	住民生活課	住民生活課	地区の苦情 及び要望等で 設置	継続実施
広報等による リサイクル 分別の啓発	地域住民	住民生活課	住民生活課	広報及び 収集日程表 に掲載	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

町内は自然環境に恵まれた地域です。きれいな水や空気を保全していくためにも、環境美化への取り組みは、豊かな自然環境を次世代へ残していく意味で重要となります。

また次世代を担う子どもたちにとっても、郷土愛を育み地域とともに活動することは、地域を身近に感じる大切な機会です。

今後も地域ぐるみでの環境美化に取り組み、住民同士が協力する活動を推進します。

2 こどもを守る“地域力”の向上

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
交通安全教室	小学校児童 中学校生徒	学務課	各小中学校	随時実施	継続実施
交通安全に関する 広報誌の発行	地域住民	住民生活課	住民生活課	年2回 (春・秋)	継続実施
交通指導隊に よる啓発普及	地域住民	住民生活課	交通指導隊	年4回	継続実施
南部町交通安全 対策協議会の 取り組み	地域住民	住民生活課	交通安全 対策協議会	年1回	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

地域での交通安全を今後も確保していくために、関係機関との連携・協力をしていくなから、交通安全教育、交通事故の防止対策など、活動の推進を図ります。

(2) こどもを犯罪等から守るための活動の推進

事業名	対象	担当課	実施主体	事業量 令和5年度	目標 事業量
命を大切に する心を育む 声かけ事業	地域の こども	住民生活課	命を大切に する心を 育む声かけ リーダー	8人	継続実施
青少年健全 育成推進員の 活動	各関係機関 団体 家庭	住民生活課	青少年健全 育成推進員	8人	継続実施

～ 施策推進に求められる今後の対応 ～

犯罪や事故、災害を未然に防ぎ、地域で心身ともに健全な育成が図れるよう地域、関係団体、学校、家庭が一体となった地域ぐるみで活動を推進します。

第7章 計画の推進体制

1 計画の点検・評価及び推進体制

本計画の推進にあたっては、計画推進期間中の各年度において、施策及び実施事業の状況を点検・評価しつつ、その結果を次年度の事業実施や計画の見直しに反映させていく必要があります。

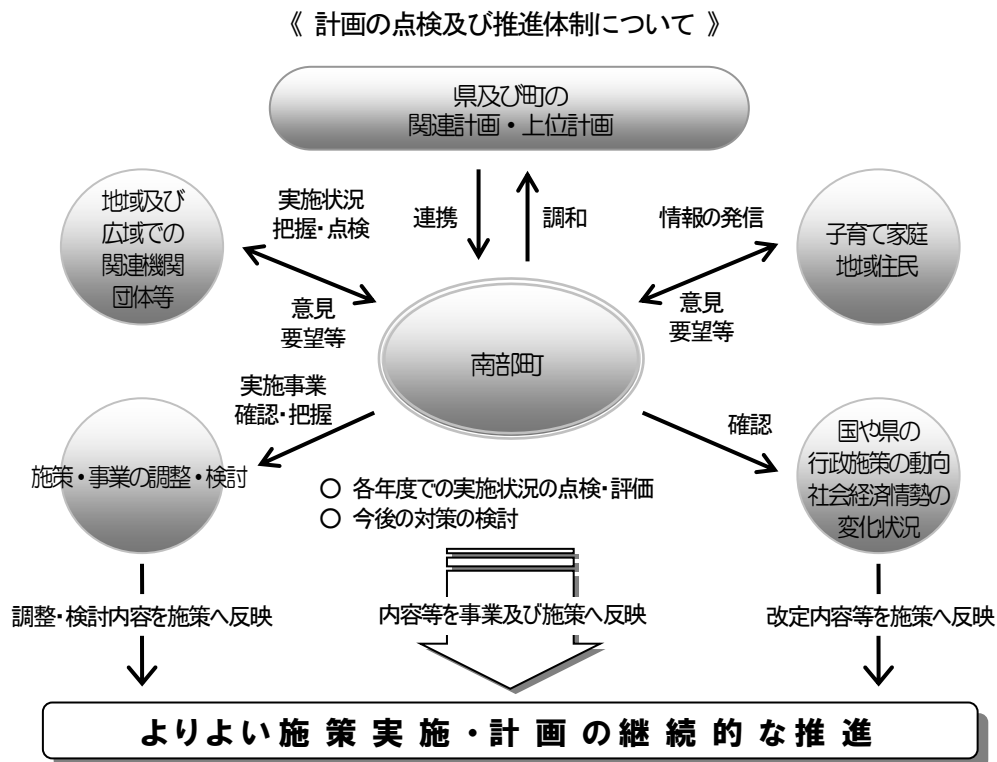
そこで「南部町子ども・子育て会議」や町内全体での連携体制による、本計画の効果的な推進をめざします。

また本計画期間中の社会情勢や生活環境の変化といった、様々な要因に柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

2 関係機関・民間団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や町内外の様々な関係施設などが、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また、子育て支援に関わる民間団体や関係機関と連携し、情報交換や協力を求めながら計画の推進を図ります。



第8章 参考資料

1 南部町子ども・子育て会議条例

○南部町子ども・子育て会議条例

平成25年6月14日条例第24号

改正

令和3年3月5日条例第1号

令和5年3月6日条例第4号

南部町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、南部町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 町が実施する児童福祉施策について、町長の諮問に応じて調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる任務に関し、必要に応じて町長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 町民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南部町条例第48号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和3年3月5日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 南部町子ども・子育て会議委員

南部町子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月現在

	氏名	役職等	備考
1	深作 拓郎	岩手大学教育学部 准教授	学識経験者
2	釜田 信子	南部町立小中学校校長会 会長	教育関係者 (名川小学校 校長)
3	川守田 良修	教育委員	教育関係者
4	小川 陽子	福地こども園 園長	保育関係者
5	西塚 淳子	なんぷこども園 放課後児童クラブ担当者	保育関係者
6	四戸 美代子	主任児童委員	児童福祉関係団体
7	根市 大樹	特定非営利活動法人学びどき 理事長	児童福祉関係団体
8	馬場 寿幸	南部町連合父母と教師の会 副会長	子どもの保護者 (南部町小学校)
9	川門前 洸太	チェリーこども園 父母の会 会長	子どもの保護者
10	坂本 孝悦	町民	子育て中の町民
11	田中 綾乃	町民	子育て中の町民

第3期南部町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

発 行 日 令和7年3月

編集・発行 南部町健康こども課

青森県三戸郡南部町大字

下名久井字白山91-1

TEL0178-60-7100 (子育て支援班)